京丹後市人権教育・啓発推進計画

２００９年（平成２１年）３月

京　丹　後　市

あ　い　さ　つ

京丹後市は、２００４年（平成１６年）４月１日、「ひと、みず、みどり歴史と文化が織りなす交流の町」を将来像に、「平成の大合併」においては京都府で一番最初に誕生した市であります。本市では、「結いの心（地域住民が助け合う自治の心）」を育て、互いが活かし合い、支え合い、助け合いながら安心して暮らせる「協働」と「共創」の理念をもとにまちづくりを進めています。

２１世紀は「人権の世紀」と呼ばれています。これには「戦争の世紀」と呼ばれた２０世紀を踏まえ、２１世紀を平和と人権が尊重される世紀にしたいとの人々の願いが込められています。しかし、この２１世紀におきましても、同和問題、子ども、女性、高齢者、障害のある人、外国人など、数多くの人権に関する課題が依然として存在しております。また、インターネットなどを利用した新たな人権侵害行為も発生しています。こうした様々な人権課題を克服していくためには、私たち一人ひとりが自分自身の問題として受け止め、人権に対する意識についてもう一度自ら考えてみることが大変重要であると感じております。

本市では、今回、２０００年（平成１２年）に公布された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の理念に基づき、「京丹後市人権教育・啓発推進計画」を策定しました。

この計画は、本市における人権教育・啓発に係る施策を総合的かつ計画的に進めるための基本的指針となるものであり、今後は、この計画に基づき、京都府や近隣市町との連携を図りながら人権施策を推進して参りますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

終わりに、この計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました京都府をはじめとする、行政、民間団体の皆様、また本計画策定の参考とした「京丹後市民の人権意識調査」をはじめとするアンケート調査にご協力いただきました市民の皆様及び関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

２００９年（平成２１年）３月

京丹後市長　　中 山　　泰

目　　次

第１章　はじめに・・・

２　人権に関係する職業従事者に対する研修などの推進・・・・・・・・・・・・・・・ 27
（１）教職員・社会教育関係職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
（２）医療関係者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
（３）保健福祉関係者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
（４）消防職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
（５）市職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
（６）マスメディア関係者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

第５章　計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
１　指導者の養成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
２　人権教育・啓発資料などの整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
３　効果的な手法による人権教育・啓発の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
４　国、京都府、近隣市町村、関係団体などとの連携・・・・・・・・・・・・・・ 33

用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
世界人権宣言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
日本国憲法（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
京丹後市人権教育・啓発推進本部設置規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54

第１章　はじめに

１　国際的な人権尊重の流れ

国際連合（以下「国連」という。）では、１９４８年（昭和２３年）第３回総会において、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である」とする「**※世界人権宣言**」を採択して以来、「**※国際人権規約**」や「**※児童の権利に関する条約**（子どもの権利条約）」、「**※女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約**（女性差別撤廃条約）」、「**※あらゆる形態の人種差別の撤廃に冠する国際条約**（人種差別撤廃条約）」など、人権に関する数多くの国際規範を採択するとともに、１９９４年（平成６年）の人権問題を総合的に調整する**※国連人権高等弁務官**の設置や**※人権関係諸条約の監視機関**などの積極的な活動など、人権と平和が尊重される社会の実現に向けて活動を展開してきました。特に、１９９４年（平成６年）の第４９回総会では、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的な文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識の下に、１９９５年（平成７年）から２００４年（平成１６年）までの１０年間を「**※人権教育のための国連１０年**」と決議し、各国において国内行動計画を策定することや、地方及び地域社会に基盤を置く団体に対しては、国の支援を受けて、住民に対する実効ある人権教育を実施することを求めました。

「人権教育のための国連１０年」の取組により、人権教育推進の方向がつくられ、各国において国内行動計画の策定や人権センターの設立など、様々な取組が推進されてきました。

しかしながら、２１世紀に入った現在においても、なお世界の各地で、人種や民族、宗教などの違い、あるいは政治的対立や経済的利害によって戦争や迫害、差別などが生じ、人権を侵害され、生命の危険にまでさらされているという現状があります。

「人権教育のための国連１０年」の取り組みが最終年を迎えた２００４年（平成１６年）１２月には、国連総会において、世界各地で引き続き人権教育を積極的に推進することを目的に「**※人権教育のための世界計画**」第１フェーズ（段階）（２００５－２００７年）行動計画を開始する決議が採択されました。初等・中等教育における人権教育に焦点を当てた行動計画が示され、さらに２００９年（平成２１年）まで２年間延長されました。２００６年（平成１８年）には、国連における人権問題への対処能力を強化するため**※国連人権理事会**が設置されるなど、２１世紀を「人権の世紀」とするための取組が更に推進されようとしています。

２　国内の動向

我が国においては、今日まで、日本国憲法や教育基本法の精神に基づき、民主的で文化的

な国家の建設及び世界平和と人類の福祉の実現に向けて、人権意識の高揚を図る取組が推進されてきました。

一方では、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとした人権関係諸条約を締結するとともに、国連が提唱する「**※国際婦人年**」、「**※国際児童年**」、「**※国際障害者年**」、「**※国際識字年**」など多くの国際年に取り組み、その趣旨に基づいて国内法が整備されるなど、基本的人権の尊重と人権意識の高揚を図るための施策が推進されてきました。

特に、我が国固有の問題である同和問題については、１９６５年（昭和４０年）の**※同和対策審議会の答申**に基づいて、その解決に向け、１９６９年（昭和４４年）の「**※同和対策事業特別措置法**」施行以来、３つの特別法に基づき、２００２年（平成１４年）３月まで３３年間にわたる特別対策が実施されてきました。また、女性、障害のある人、外国人などの様々な人権問題についても、**※男女共同参画社会**や**※ノーマライゼーション**あるいは**※共生社会**の実現などの理念の下に、その改善に向けた様々な施策が実施されてきています。

しかしながら、我が国の人権に関する現状については、国連の規約人権委員会をはじめとした関係機関から、同和問題や女性、外国人など様々な人権問題が存在すると指摘されているところです。

こうした中で、１９９５年（平成７年）１２月には、内閣に内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連１０年推進本部」が設置され、１９９７年（平成９年）７月には国内行動計画が策定されました。

また、１９９６年（平成８年）１２月には、「**※人権擁護施策推進法**」が制定され、人権尊重の理念を深めるための教育・啓発及び人権侵害の被害者救済に関する施策の推進を国の責務として位置付け、同法に基づき設置された人権擁護推進審議会において、１９９９年（平成１１年）７月には人権教育・啓発の基本的事項について、２００１年（平成１３年）５月には**※人権が侵害された場合における救済制度**の在り方について、それぞれ答申が出されました。

このうち、人権教育・啓発に関する施策については、２０００年（平成１２年）１２月に「**※人権教育及び人権啓発の推進に関する法律**（以下、「人権教育・啓発推進法」という。）」が制定・施行されました。同法においては、国の責務とともに、第５条で「地方公共団体は、人権教育及び啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有する」と規定されています。また、２００２年（平成１４年）３月には、同法に基づき国の「**※人権教育・啓発に関する基本計画**（以下、「基本計画」という。）が策定されました。

また、京都府では、２００５年（平成１７年）１月に「**※新京都府人権教育・啓発推進計画**」が策定されました。

３　京丹後市の人権教育･啓発に係る取組状況

京丹後市発足後の２００５年（平成１７年）１０月には、旧峰山町・旧網野町・旧丹後町・旧久美浜町の各町で６町合併前から関係機関、民間団体などより組織されていた「人権啓発

推進協議会」からなる「京丹後市人権啓発推進連絡協議会」を設立し、旧町単位における人権教育・啓発活動を推進してきました。しかし、旧大宮町と旧弥栄町においては人権啓発推進協議会が存在せず、京丹後市人権啓発推進連絡協議会にも加盟していないため、市内全域での取組が図れていないという現状がありました。

そのため、２００６年（平成１８年）７月に、市内全地域で市民一人ひとりの人権が尊重される地域社会をつくるために人権を守る活動を展開し、明るいまちづくりに寄与するための推進活動を行うことを目的として、市行政を含む市内３４の各種団体、関係機関などに加盟を呼びかけ、「**※京丹後市人権啓発推進協議会**」が設立されました。京丹後市人権啓発推進協議会では、京都府や京丹後市との連携により、人権啓発事業への参加や協力を行うとともに、協議会の加盟団体が行う人権啓発事業や研修会等への支援を行っています。

また、学校現場における同和問題解決への取組の歴史は古く、各校においては、同和教育を学校教育の重要な柱として位置付け、すべての子どもたちに発達段階に応じた人権認識の基礎を培うとともに、同和問題の解決を目指すための教育を推進してきました。また、地域補習学級などを開設して学力向上への取組を行い、希望進路の実現にも努めてきました。１９６７年（昭和４２年）に同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向け人権意識の高揚を図るために、小・中学校の教員で構成する「丹後同和教育研究会」が発足し、同和問題の解決に大きな役割を果たしてきました。２００２年（平成１４年）からは「丹後人権教育研究会」として再スタートし、また２００４年（平成１６年）の京丹後市の発足に伴い、「**※京丹後市人権教育研究会**」となり、学校における人権教育の充実を図るための研究・研修活動が行われています。

京丹後市においては、国内外の人権をめぐる状況などを踏まえ、今日まで人権教育・啓発を総合的に推進してきたところですが、２００４年（平成１６年）１０月に実施した「隣保館の充実に向けた社会調査」結果報告書によると、近隣市町に比較して「人権侵害を受けた・見聞きした」という回答の割合は低いものの、「受けた・見聞きした人権侵害」の内容では「部落差別・同和問題」が上位となっており、また依然、結婚差別の存在があることがうかがえます。また高等学校進学率の較差はほとんどなくなりましたが、進学してからの目的意識の欠落や学習意欲の低下などによる留年や途中退学などのケースも見受けられます。

また、２００７年（平成１９年）１０月に実施した「京丹後市民の人権に関する意識調査」結果においては、「京丹後市では人権が尊重されていると思いますか」という問いに対する回答は、「どちらともいえない」が約４０％、「どちらかといえば思わない」「思わない」という回答も１８．５％と否定的な回答が高い割合を示しています。その一方で、「ここ３～４年の間に人権問題研修会や講演会に参加したことがない」という回答は全体の７５％を占めており、まだまだ市民の人権に対する意識が低いこと、人権に関する教育・啓発の機会の不足がうかがえます。

すべての市民が住みよいまちづくりを進めるためには、これらの調査結果によって明らかになった市民の人権に関する意識を参考にしながら、今後とも工夫を凝らして、また京都府や京丹後市人権啓発推進協議会などとの連携を図りながら、積極的に人権教育・啓発に取り組むことが必要であると考えられます。

第2章　計画の基本理念

1　計画策定の趣旨

京丹後市では、自然と歴史を活かし、新しい時代の日本や世界に誇れるまちを築くため、「地域力」、「安心力」、「活性力」を基本理念とし、その実現に向けてゆるやかに成長するまちづくりを目指して、２００５年（平成１７年）１２月に「第１次京丹後市総合計画（平成１８年度～２２年度）」を策定しました。

総合計画では、「ひと・もの・ことが行き交う交流経済都市」、「暮らしの中でいのちが輝く環境循環都市」、「生きる喜びを共有できる健やか安心都市」、「次代を担う若い力が活躍できる生涯学習都市」、「共に築き、結び合うパートナーシップ都市」、「災害に強く、快適で暮らしやすいうるおい安全都市」の６つの基本方針を掲げており、人権に関しては人権教育・啓発の推進による人権尊重の総合的行政の推進を基本的指針としています。

京丹後市では、家庭、学校、職場、地域社会などあらゆる場において、市民一人ひとりが自らの課題として人権尊重の理念を深めることを目的として様々な施策に積極的に取り組んできました。その結果、市民の人権に対する意識は、着実に高まってきていますが、人権に関する現状を見ると、児童虐待や高齢者虐待、※ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス（以下、「ＤＶ」という。）、同和地区出身者や障害のある人、外国人などへの差別など、市民生活にかかわる様々な場面で、依然として深刻な問題が発生しており、今後も人権教育・啓発のより一層積極的な取組が求められています。

一方、「人権教育・啓発推進法」は、その第５条で「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有する。」と規定しています。

こうしたことを踏まえ、人権教育・啓発に係る施策を、引き続き総合的かつ計画的に進めることが必要であり、その基本的指針としてこの計画を策定するものです。

2　計画の目標及び性格等

（１）計画の目標

この計画は、すべての人々が、あらゆる機会に人権教育・啓発に参加することにより、人権という普遍的文化を京丹後市において構築することを目標とします。

人権という普遍的文化が構築された社会とは、人権尊重を日常生活の習慣として身に付け、実践できるという意識が社会全体及び日常生活の隅々にまで浸透した人権感覚の豊かな社会であると考えています。

（２）計画の性格

この計画は、「人権教育・啓発推進法」に基づき、京丹後市が今後実施する人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにし、施策の方向性を示すものです。

（３）人権教育・啓発について

「人権教育のための国連１０年行動計画」においては、「人権教育とは、知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義しており、本計画で用いる人権教育・啓発も同様の意味として用いています。

一般的に「教育」、「啓発」といっても、使われる場面によって重なり合う部分があり、この両者は明確に区分されるものではありませんが、効果的な方策を各実施主体に提案する実践的な観点から、必要に応じ人権教育と人権啓発を使い分ける場合があります。

その場合、人権教育とは、「人権尊重の精神が自然と身につくことを目的とする教育活動」をいい、人権啓発とは、「市民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する市民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」をいいます。

３　人権教育･啓発推進の視点

この計画における人権教育・啓発は、人権意識の高揚を図るために実施してきた京丹後市における同和教育や啓発活動並びに「第１次京丹後市総合計画」の取組の成果を踏まえ、次の点に留意して推進します。

①　共生社会の実現に向けた人権教育・啓発

人権とはなによりも、自己実現と幸福追求のための権利といわれています。すべての人のために、年齢、性別、身体的能力、国籍、民族などの違いにかかわらず、一人ひとりがお互いの個性や価値観の違いを認め合い、自己決定や自己実現する権利を尊重し、いきいきと生活できる共生社会の実現を目指す取組を推進します。

また、今日の社会においては、人々を取り巻くあらゆる環境と共生していくことができなければ、人権の尊重もあり得ないことから、そうした広がりを持った視点から人権を捉えることができるよう取組を推進します。

②　一人ひとりを大切にした人権教育・啓発

人権が尊重される社会とは、自分の人権と同様に他人の人権も尊重される社会、すなわち、「人権の共存」が達成される社会です。

このような社会を実現するために、生命の尊さ・大切さや、自分がかけがえのない存在であると同時に、他人もかけがえのない存在であることを実感できる取組など、一人ひとりを大切にした取組を推進します。

③　生涯学習としての人権教育・啓発

「人権教育・啓発推進法」が規定する基本理念（第３条）には、「人権教育及び人権啓

発は、学校、地域、家庭、職域そのほかの様々な場を通じて、国民がその発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、（中略）を旨として行わなければならない。」と述べられています。

このように、人権教育・啓発とは、人の生涯にわたる学習活動であり、またその学習活動を支援するための学習環境や学習機会などを整えていくことでもあります。市民が生涯のあらゆる機会を通じて人権について学習することができるよう取組を推進します。

④　身近な問題から考える人権教育・啓発

人権教育・啓発を推進していくためには、人権が市民一人ひとりの生活と深くかかわり、自分自身の課題としてとらえるべき問題であるという認識を深めることが必要です。

このため、例えば私たちが日常生活の中で、当然のこととして受け入れてきた日本特有の風習や世間体などの身近な問題についても、人権尊重の視点からとらえ直すとともに、地域、職場などでの身近な人権問題の解決に向けて実践できる態度や技能を身につけることができるよう取組を推進します。

4　計画の推進

（１）計画の目標年次

この計画の目標年次は、２０１８年（平成３０年）とします。

（２）推進体制等

①　京丹後市人権教育・啓発推進本部を設置し、関係部局が緊密な連携を図りながら総合的にこの計画を推進します。

②　この計画を実現するためには、市民一人ひとりの理解と協力が不可欠であることから、この計画の趣旨が広く市民に浸透するよう、様々な機会をとらえ、積極的に周知を図るとともに、人権教育・啓発に係る施策等についての市民意識の把握に努めます。

③　この計画の趣旨を諸施策に反映させるとともに、国や京都府の取組状況を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。また、この計画の推進にあたっては、他の市町村との連携を図り、公的団体、企業、民間団体などの意見に配慮します。

④　広域的な啓発推進の見地から、国や京都府及び近隣市町村と密接な連携を図って**※人権強調月間**（８月）や**※人権週間**（１２月４～１０日）などにおいて効果的な啓発活動が実施できるよう努めます。

また、公的団体、企業、※ＮＰＯなどの民間団体におけるそれぞれの立場や実情に応じた自主的、積極的な取組の展開を期待しつつ、行政と各実施主体とが対等なパートナーとして協働する関係の構築を目指します。

⑤　この計画の趣旨を踏まえ、京丹後市の諸施策の推進に当たっては、常に人権尊重の視点に配慮することとします。

第3章　人権問題の現状等

人権は「人間の尊厳」に基づく固有の権利であって、いかなる関係においても尊重されるべきものです。しかし、現実には、公権力と住民の間のみならず、住民相互の間でも侵害される場合があります。

社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害などによる不当な差別は、その一つの典型ですが、そのほかにも弱者に対するいじめや虐待、プライバシーの侵害などがあります。

我が国では、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法の下、人権尊重に関する様々な施策が推進されてきましたが、今なお本章で取り上げるような人権問題が存在しています。

このような様々な人権問題が生じている背景について、国の「基本計画」では、人々の内にみられる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理な因習的意識の存在などがあげられています。また、これまで人権問題として認識されていなかった問題や、社会の情報化、技術革新などの社会環境の変化から生じた新たな課題が人権問題として認識されるようになってきています。

人権教育・啓発は、市民一人ひとりが人権尊重の理念に関する理解を深めることによって、自らの課題として、人権が尊重される社会の実現に向けて主体的に取り組んでいけるようにするための条件整備をすることです。

そのためには、社会に存在する様々な人権問題について、その実態、原因について正しく把握・理解するとともに、こうした問題が実際には複合した要因により発生することによって、重層化・複雑化している可能性があることを考慮に入れて、あらゆる場や機会を通して、解決に向けた展望をしっかりと持って総合的に取り組むことが必要です。

特に、子どもたちが心身ともに成長過程にある学校教育においては、「法の下の平等」「個人の尊厳」といった普遍的な視点から学習を進めるとともに、同和問題や女性、子どもなどの人権問題といった個別的な視点からも、発達段階に応じて理解と認識を深めながら、課題解決に向けた実践的な態度が培われるよう、関係機関と十分連携を図って推進していく必要があります。

1　同和問題

（これまでの取組）

１９６５年（昭和４０年）の「同和対策審議会答申」は、同和問題は日本国憲法によって保障された基本的人権、すなわち人間の自由と平等に関する問題であり、その早急な解決こそ国の責務であると同時に国民的課題であるという認識を示し、特に同和地区住民に就職と教育の機会均等を保障することを求めています。

京丹後市では、２００４年（平成１６年）４月の合併前の旧６町時代からこの答申の精神を踏まえ、１９６９年（昭和４４年）の「同和対策事業特別措置法」の施行以来、国や京都

府とも連携しながら特別法による対策事業を実施してきました。

また、同和教育についても、戦後、間もない時期に始まり、１９５２年（昭和２７年）には「同和教育基本方針（試案）」を、１９６３年（昭和３８年）には「同和教育の基本方針」を、それぞれ京都府教育委員会において策定され、それを基本に同和問題の解決をめざす教育を推進してきました。

こうした同和問題にかかわる**※実態的差別、心理的差別**の解消をめざした総合的な施策が展開された結果、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備が概ね完了し、様々な面で存在していた較差が大きく改善されるなど、特別法による対策は概ねその目的を達成できる状況になったことから、２００２年（平成１４年）３月末日をもって終了し、産業、就労、教育などの残された課題については、現行制度を的確に運用することにより対応することとなりました。

（現状と課題）

同和地区出身者に対する差別意識や偏見については、意識調査などからは、多様な意識レベルが存在しているものの、全体としては解消へ向けて進んでいます。しかしながら、結婚などにかかわる問題を中心に根強く存在していることがうかがえ、こうした意識面での課題が同和地区出身者に対する結婚差別や身元調査、インターネットなどを利用した悪質な差別的情報化として顕在化する場合が見られます。

就労面においては、先行き不透明な景気動向や過去に類を見ない失業率の高さ、非正規雇用労働者や派遣労働者の問題など、全国的に非常に厳しい雇用情勢の影響を受けている状況にありますが、いまだに採用試験時の提出書類に本籍地を記入させるなど問題のある事例も見られます。

また同和問題について誤った認識を持っている人も多いことから、教育の分野において豊かな人権意識を育み、同和問題が正しく理解されるような教育・啓発活動を推進する取組が求められています。

さらに、同和問題の解決に向けては、同和地区内外の交流を通じて、住民相互の理解と信頼を深め、豊かな人間関係を築いていく取組の促進が重要になっています。

（施策の方向）

同和問題の解決へ向けた今後の取組については、１９９６年（平成８年）の**※地域改善対策協議会の意見具申**が示した「①同和問題は解決に向けて進んでいるものの、依然として我が国における重要な課題であると言わざるを得ないこと、②同和問題など様々な人権問題を解決するよう努力することは、我が国の国際的な責務であること、③同和問題の解決は、国の責務であると同時に国民的課題であること、④同和問題は過去の課題ではなく、人権に関わるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりを持った現実の課題であること」という基本認識の下、人権問題の重要な柱として、早期の解決を目指して、残された課題の解決に向けて、これまで展開してきた取組の成果、手法への評価や各種研究の成果を踏まえ、現行制度を的確に運用して取組を推進します。

また、心理的差別意識や偏見を解消するため、同和問題が正しく理解されるような教育・啓発活動の推進、人権尊重の視点から効果的な教育・啓発活動を積極的に推進するとともに、公民館や集会所などを活用した住民交流を促進し、住民間の相互理解を深めながら、人権が真に尊重される地域やそれを担う人づくりを進めることが重要であり、一層創意工夫した取組を推進します。

2 女性

（これまでの取組）

女性の人権問題については、１９７５年（昭和５０年）の国際婦人年を契機に女性問題に対する社会一般の認識が深まり、これ以降、「国内行動計画」の策定（１９７７年（昭和５２年））や「女性差別撤廃条約」の批准（１９８５年（昭和６０年））、「**※男女雇用機会均等法**」の施行（１９８６年（昭和６１年））など各種法律や制度の整備が図られてきました。

また、１９９５年（平成７年）の第４回世界女性会議において策定された「北京宣言」で、「女性の権利は人権である」と謳われ、それらを背景に１９９９年（平成１１年）には「※男女共同参画社会基本法」が施行されました。

こうしたことにより、男女の人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現が「わが国の最重要課題」であると位置づけられてきたところです。

さらに、女性に対する暴力などの急増から、２０００年（平成１２年）に「 ※ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー防止法）」、２００１年（平成１３年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（ **※ＤＶ防止法**）」が制定されました。

さらに、ＤＶ防止法は２００７年（平成１９年）に改正され、配偶者からの暴力防止・被害者保護のための施策の実施に関する基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの設置が市町村の努力義務とされるなど、市町村の役割の明確化がなされています。

京都府では、１９８９年（平成元年）に「**※男女平等と共同参加の２１世紀社会を目指す京都府行動計画（ＫＹＯのあけぼのプラン）**」を策定し、１９９６年（平成８年）には、「京都府女性総合センター」の開設、２００１年（平成１３年）には「**※新ＫＹＯのあけぼのプラン－京都府男女共同参画計画**」の策定、２００４年（平成１６年）には京都府における男女共同参画の推進の基本理念を定め、京都府、府民及び事業者の責務を明らかにすると共に、京都府の施策に関し必要な事項を定めた「**※京都府男女共同参画推進条例**」の施行と、施策の一層の充実に努められています。

京丹後市においては、２００５年（平成１７年）に男女共同参画社会の実現を目指して、「**※京丹後市男女共同参画計画－デュエットプラン２１－**」を策定し、プランに基づき各種の施策を推進しています。

（現状と課題）

２００４年（平成１６年）に京丹後市が実施した「男女共同参画社会に関する住民意識調査」によると、男女平等に関する意識は、「学校」以外の「家庭生活」、「職場」、「地域活動」などすべての分野で「男性のほうが女性よりも優遇されている」と感じる人が概ね７０％前後となっています。家事分担においても、各項目で主に妻が行っている割合が高く、特に「買い物」、「食事の支度」、「食事の後片付け」、「部屋の掃除」、「洗濯」などは７０％以上となっており、こうした家庭生活における女性に対する負担の大きさが、女性の社会参画機会を阻害している一因と考えられます。

また、恋人や配偶者からの身体的・心理的暴力を受けたことのある経験は女性で約１１％となっています。専門機関などへ相談した人はごくわずかで、その後も未解決の状況が続いている人が３０％に達していることから、様々なメディアを通じた広報や相談体制の充実、被害者保護と自立支援のための体制整備を進めることが必要であると考えられます。

社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮ができるよう、「京丹後市男女共同参画計画－デュエットプラン２１－」の理念に基づき、市民、事業者、行政相互の連携・協働の下、総合的な施策を推進していくことが求められています。

（施策の方向）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等が謳われ、男女平等の実現に向けた様々な取組が着実に推進されてきましたが、依然として、性に起因する暴力や性別による固定的な役割分担などを背景とした差別的取り扱いなどの課題が残されており、こうした認識の下、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。）を総合的に実施し、女性の人権が尊重される社会の実現に努めていきます。

ＤＶについては、暴力の根絶に向けて、関係機関との連携を一層強化し、引き続き相談や自立支援など被害者の支援に取り組むとともに、セクシャル・ハラスメントやストーカー行為などについても、人権教育・啓発を通して、こうした人権侵害行為の防止に努め、警察など関係機関と連携し、被害者への適切な支援と相談体制の整備に努めます。

また、社会の様々な分野において女性の参画が進み、能力発揮ができるよう、また家族の一員としての役割を男女が協力して果たすことができるよう、「京丹後市男女共同参画計画－デュエットプラン２１－」に基づき各種の施策を推進していきます。

3　子ども

（これまでの取組）

我が国では急速に少子高齢化と家族形態の多様化が進み、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

これらを背景に、２００３年（平成１５年）７月に、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的とした「次世代育成支援対策推進法」が

制定されました。また、２０００年（平成１２年）に施行された、**※児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律**は２００４年（平成１６年）、２００７年（平成１９年）に改正され、児童虐待の防止対策などの充実強化が図られました。

京都府においては、１９９６年度（平成８年度）に「**※京都府子育て支援計画～きょうと未来っ子２１プラン**」（２００５年度（平成１７年度）までの１０年間）が策定され、子どもが健やかに生まれ育ち、みんなで子育てを支える社会を目指して子育て支援施策が推進され、２００４年（平成１６年）１２月には「**※未来っ子いきいき応援プラン**」の策定、２００５年（平成１７年）３月に「**※きょうと未来っ子いきいき推進計画**」を策定、さらに、２００７年（平成１９年）７月に施行した「**※京都府子育て支援条例**」の趣旨に沿って、１２月に、「未来っ子いきいき応援プラン」の改定が行われ、子育て力の向上や児童虐待防止などの新たな対応と施策の充実が図られています。

京丹後市では、２００５年（平成１７年）３月に、少子高齢化が進行する中、子どもを産み・育てるための環境づくりに努めるとともに、将来の担い手である子どもたちが健やかに成長できるよう、地域社会・関係機関などと連携しながら取り組みを進めるため、「**※京丹後市次世代育成支援対策行動計画**」を策定しました。

少子化の一層の進行や児童虐待の急増、子育て不安の深刻化など、子育てを取り巻くこれらの課題を踏まえ、「京都府子育て支援計画～きょうと未来っ子２１プラン」や「第１次京丹後市総合計画」との整合性を保ちながら、京丹後市の次代を担う子どもの健やかな成長と育成に適した社会環境の形成を目指しています。

（現状と課題）

２００７年（平成１９年）の我が国の**※合計特殊出生率**は１．３４となり、２００４年（平成１６年）の１．２９からみるとやや回復基調にはありますが、出産数自体は低下しており、近年の急激な少子化は、子ども同士の交流の機会を減少させ、自主性や社会性の育ちにくい状況をもたらすとともに、核家族化の進行などにより家庭の子育て力も低下しています。また子どもを通した地域における住民同士の交流やふれあいが希薄となり、地域社会全体で子どもを守り、育てていくという意識が薄れてきています。

また、社会が物質的に豊かになる中で、生活体験や自然体験などが少なくなり、他人への温かい思いやりや人間関係が希薄となったり、自然や人間を大切にする気持ちが欠如したり、情報化の進展などにより自分で主体的に考えることが少なくなるなどの内面的な歪みも生まれています。

こうした状況の中で、現代の社会では、インターネットや携帯電話の著しい普及による有害情報の氾濫や出会い系サイトを介した事件等、子どもの人権が侵害されやすい環境になっています。加えて、児童買春・児童ポルノなど児童の性の商品化の問題や少子化問題、また重大な子どもの権利侵害である「児童虐待」（保護者等による身体的・心理的虐待、養育の拒否・放任、性的虐待）問題など、子どもを取り巻く状況は依然として厳しいものがあります。

学校においては、いじめや不登校が深刻な問題となっています。

１９５１年（昭和２６年）に我が国において宣言された「※児童憲章」や１９９４年（平成６年）に批准された「子どもの権利条約」において、子どもは児童の意見表明権などの権利行使の主体として保障されるべきものとなっていますが、依然として、子ども自身が権利の主体として尊重されるという認識が十分ではありません。

子どもや青少年一人ひとりの人権を最大限に尊重する中で、人権に関する正しい理解と認識を深め、同時に他者の立場を尊重し、違いを個性として認識できるような人として成育できる環境づくりを推進する必要があります。

（施策の方向）

「子どもは保護の対象であるとともに、権利の主体である」という視点に立って、子どもの意思が尊重され権利が保障された環境の中で、豊かな人権感覚を備えた人間として成育するための環境づくりをさらに推進し、関係機関との連携を強化するなど子どもの人権を守る体制の充実を図るよう取り組みます。

同時に子育て家庭の孤立化や子育てに対する負担感が、児童虐待の要因の一つであることから、地域やＮＰＯなど社会全体で子育て家庭を支援するシステムの構築を推進します。また子どもが主体性や社会性を育みながら成長できる環境を整えるため、地域のスポーツ・文化活動・社会活動などの活性化を図ります。

さらに、非行の問題行動やいじめ、不登校については、個々の事象に対応できるよう相談指導体制の一層の充実に努め、学校、家庭、地域社会の連携による総合的な取組の充実を図ります。

２００７年（平成１９年）実施の「京丹後市民の人権意識調査」結果では、とくに父親の育児参加を含む家庭での教育の重要さが明らかになっており、こうした家庭教育推進のための啓発と支援に力を入れることとします。また子どもの健やかな成長を図るために、子どもに関わる全ての人が子どもの権利についての認識が深められるように研修会・学習会・イベントなどを通じて啓発を推進します。

4　高齢者

（これまでの取組）

高齢者に関する施策については、高齢化の進展に伴う様々な課題に対応するため、２０００年（平成１２年）４月から**※介護保険制度**が開始されました。

京都府では、これに伴い２０００年（平成１２年）３月に第１期京都府介護保険事業支援計画を含む「**※第２次京都府高齢者保健福祉計画**」が策定され、続いて、２００３年（平成１５年）３月には計画を見直し、「**※第３次京都府高齢者保健福祉計画－きょうと高齢者あんしん２１プラン－**」が策定され、さらに２００６年（平成１８年）３月には介護保険制度の改正を踏まえて見直した「**※第４次京都府高齢者保健福祉計画**」の策定が行われ、高齢者がそれぞれの健康状態や生活様式（ライフスタイル）に応じて、住み慣れた地域で健やかに

充実した生活ができるとともに、いきいきと社会参加ができ、安心・安全に暮らせる社会の構築を目標に各種の高齢者保健福祉施策の積極的・総合的な展開に努められています。

また、高齢者への虐待が問題とされる中、国においては、２００５年（平成１７年）１１月に「**※高齢者虐待防止法**」が成立しています。

京丹後市においては、２００６年（平成１８年）３月に、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも元気で、いきいきと暮らしていける地域を創るため「**※京丹後市高齢者保健福祉計画**」を策定し、様々な高齢者保健福祉施策を総合的・計画的に推進しています。

（現状と課題）

我が国の高齢化は急速に進行し、今後も更に進行する見込みです。

これに伴い、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、寝たきり、認知症（痴呆）等の介護を要する高齢者が増加しており、今後更に急増すると予測されています。

このような中、高齢者に対する身体的及び精神的な虐待、身体拘束などにより、高齢者の人権が著しく侵害される深刻な問題が発生しています。また詐欺や悪徳商法など高齢者を狙った犯罪もあとを絶ちません。

また高齢者を年齢などにより一律に弱者として判断するといった誤った理解が、高齢者に対する偏見や差別を発生させ、働く意志のある元気な高齢者についても、年齢制限などにより、雇用・就業機会が少なく、自ら社会参加することができず、自立できない事象も発生しており、高齢者の経済的自立を妨げる要因となっています。

（施策の方向）

万一、高齢者が寝たきりや認知症等になっても、人間としての尊厳が守られ、できる限り自立して、社会との関わりを持ちながら生活できるよう「京丹後市高齢者保健福祉計画」に基づき、高齢者福祉サービスや介護サービスの提供基盤の整備、介護サービスの質の向上に努めます。

認知症等により判断能力が不十分な高齢者については、権利の擁護を図るとともに、地域包括支援センターや消費生活相談などによる相談を通じて、虐待を受けている高齢者や高齢者を狙った犯罪について、京都府と連携した取組を推進します。

高齢者虐待の問題については、**※民生児童委員**と地域包括支援センターの連携などにより、虐待を受けている高齢者を保護するための取組を推進していくことに努めます。

また、働く意欲のある元気な高齢者も確実に増加していくと考えられることから、生きがい対策だけでなく、高齢者が社会を構成する重要な一員として各種の活動に参加できるよう社会参加に向けた取組を進め、社会参加のシルバー人材センターの活用などによる雇用・就業機会の確保など、総合的な高齢者対策の推進に努めます。

さらに、建物や道路など「ノーマライゼーション」や「**※バリアフリー**」の理念の推進を図り、高齢者の暮らしやすいまちづくりを推進するとともに、高齢者の人権問題に係る啓発活動の取組の推進にも努めます。

5 障害のある人

（これまでの取組）

障害のある人に関する施策については、１９８１年（昭和５６年）の「国際障害者年」を契機として、様々な取組が実施されてきましたが、京都府においては、１９８２年（昭和５７年）に「**※京都府国際障害者年長期事業計画**」が策定され、施策の着実な推進が図られてきました。しかし、この間の社会生活環境の変化や障害の重度・重複化、障害のある人の高齢化が進むなど状況は大きく変化し、また障害のある人自身の社会参加・社会貢献への意欲も大きな高まりを見せてきました。

このため、国においては、１９９３年（平成５年）３月、「障害者対策に関する新長期計画」が、同年１２月には「障害者基本法」が、１９９５年（平成７年）７月には「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」が施行され、同年１２月には「障害者プラン」（ノーマライゼーション７ヵ年戦略）が策定されました。また２００２年（平成１４年）に「障害者基本計画」が策定され、２００３年（平成１５年）には、「**※障害者支援費制度**」が発足、２００５年（平成１７年）１０月には、「**※障害者自立支援法**」が成立しました。

２００６年（平成１８年）１２月１３日には第６１回国連総会において、２１世紀初の人権条約である「**※障害者権利条約**」が採択されました。「障害者権利条約」は人権の視点から、また障害者の視点から作られた条約であることが特徴であり、２００８年（平成２０年）４月３日までに２０ヶ国が批准し、５月３日に発効しました。

現在日本国はまだ批准していませんが、批准に向けて関連する分野の国内法の整備などの検討を進めています。

京都府では、こうした国内外の動向を踏まえ、２０００年度（平成１２年）に「**※京都府障害者基本計画後期実施計画**」が策定され、現在、これに基づいて各種の取組が推進されています。さらに２００４年（平成１６年）１２月には、「障害者自立支援計画」が策定され、続いて２００５年（平成１７年）３月には、「**※新・京都府障害者基本計画『キラリ☆２１～それぞれの明日、京都から～』**」が策定されました。

京丹後市においては、障害のある人もない人も、お互いに尊重し、ともに地域で安心して暮らしていける、生きる喜びを共有できる健やか安心都市を目指し、障害者福祉の向上を図るための各種施策を進めて参りましたが、２００６年（平成１８年）４月の障害者自立支援法のスタートに伴う国の障害者福祉の抜本的な見直しを踏まえて、２００７年（平成１９年）３月に「**※京丹後市障害者計画**」を策定しました。

「京丹後市障害者計画」では、障害のある人の多様なニーズに適切に対応できる体制整備等を推進し、住み慣れた地域で自立した生活を送っていただけるよう、きめ細かな施策や目標数値を設定し、長期的、総合的に推進していくことを目的にしています。

（現状と課題）

障害のある人もない人も互いに尊重し合い、共に地域で暮らすノーマライゼーションやバリアフリーの理念が普及する中、京丹後市においても障害への理解を促進するため市の広報紙

やホームページなどを活用し、様々な啓発活動を実施しています。しかし、依然として障害のある人に対する理解が十分とまでは言えない状況であり、特に新たな障害としての発達障害や精神障害に対する理解が進んでいないのが現状となっています。障害や障害のある人に対する理解を深める活動の促進を図り、心のバリアを取り除いていくことが課題となっています。

障害のある人の態様に応じた支援やスポーツ・文化活動などをはじめとする生きがいづくりの場を提供していくには、行政機関などが実施する公的なサービスや制度だけでなく、地域に暮らす住民や当事者団体、ボランティア、ＮＰＯ、民間企業など地域との連携・協力が必要不可欠となります。そのため、地域との協働体制づくりを行っていくことも重要な課題となっています。

また障害のある人が社会の構成員としての役割を果たすうえで、また自己実現を図るうえで、職業生活において自立することの意義は極めて大きいものがあります。しかし、現状では、障害のある人の雇用・就業については依然として厳しい状況となっており、就業前・就業後を含めた総合的な支援の拡充と体制づくりを行っていくことが課題となっています。

（施策の方向）

障害のある人の「**※完全参加と平等**」を実現するためには、障害のある人もない人も共に生活し、活動できる社会の構築を目指すノーマライゼーションの理念に基づき、市民すべてがお互いを尊重しあい、あらゆる差別や偏見のない地域社会を築いていくことが重要となります。

京丹後市では「京丹後市障害者計画」に基づき、次のとおり取組を推進します。

市の広報紙やホームページ、情報メディアなどの効果的な活用を図り、障害に関する理解の促進と人権尊重意識の醸成を図ります。

各学校で実施されている社会奉仕体験などの教育活動を通じ、障害のある人に対する理解を深める福祉教育を推進します。

家庭・地域・職場など市民の身近な日常生活の中で、障害のある人の問題や人権、福祉について学べる場の充実に努めます。

社会福祉協議会や民生児童委員、地域包括支援センターなどの関係機関と連携し、障害のある人の財産の保全管理や対象者の早期発見に努めます。

地域生活支援事業における相談支援事業において**※成年後見制度**の利用支援を実施します。

文化・芸術活動やスポーツ、レクリエーション活動を促進し、障害のある人が地域の中で潤い豊かな生活を送ることができるよう、生きがいづくりを支援します。

公共職業安定所及び商工会など関係機関との連携を強化し、障害のある人の雇用・就労の場の拡大に努めます。

公共機関における雇用拡大についても庁内関係各課と連携を図りながら進めていきます。

一般企業への雇用や働く機会の充実を図るため、**※職業リハビリテーション**の推進や必要な知識・能力の習得を図るための支援を行います。

関係機関とのネットワーク化を図り、就労の前後にわたる支援体制づくりを進めます。

６ 外国人

（これまでの取組）

京都府の外国人（**※外国籍府民**）に関する施策は、１９９５年（平成７年）４月に「**※京都府国際化プラン**」が策定され、（財）京都府国際センターが中心となって、外国籍府民への生活情報の提供や生活相談、日本語修得の支援などを行われており、府民の国際理解の促進、外国籍府民が暮らしやすい環境の整備、共に暮らす地域づくりのための取組が推進されています。

京丹後市においては、これまで、海外からの来訪者や留学生が本市の文化に直接触れ、お互いの理解を深め合えるよう市民の海外視察研修や留学への支援、視察研修や体験機会などの受け入れを進めてきています。

（現状と課題）

京丹後市における外国人登録者数は、２００８年（平成２０年）３月３１日現在で４２５人と本市人口の０．６８％で全国平均の１．６９％より低い比率となっています。

国籍は、近年の職業事情や戦前・戦後の歴史的経緯からフィリピン・韓国の人々が多く、次いで中国などとなっています。

新たに日本で生活することになった外国籍の人々については、言葉や生活習慣の違いから、住居、保健、医療、教育、労働、地域との交流など、日常生活を送る上で様々な問題が指摘されています。また、相互理解が不十分であることによる偏見や差別などの問題もあります。

また、従来から京都府内に生活基盤を持つ外国籍の人々についても、公的年金や教育、住居、就労、結婚などの問題が指摘されています。日本国籍を取得した人を含めた在日韓国・朝鮮の人々及び中国からの帰国者に対しては、依然として人権侵害が発生している状況もあります。

多国籍化・多民族化が進展する中で、外国籍市民が快適で安心・安全に暮らせる地域づくりを推進するとともに、相互に理解を深め、人権を尊重し共生していく社会を築いていくことが重要になっています。

（施策の方向）

市民一人ひとりが国際理解を深め、世界の人々と交流し、協力し合っていくことは自らの人生をより豊かにすることです。また、外国籍市民が市民の一員として地域づくりに参画し、多様な感性や能力を発揮することは、まちの活性化や国際化の大きな力となります。

そのためには、市民一人ひとりが異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重し合う「心の国際化」を推進することが不可欠であり、京都府をはじめ関係機関やＮＰＯ等の連携・協働による共生社会の実現に向けた取組を推進します。

外国籍市民の人権についての正しい理解と認識を広げるため、引き続き国や京都府と連携を図りながら、効果的な啓発の取組を推進します。

7 患者等

患者が適切な医療を受けるためには、医療を提供する医療機関やその従事者との相互信頼関係が築かれる必要があり、行政においても、公的な相談体制の充実などを通じ信頼関係の構築や回復を図るための取組を推進しています。

また、**※エイズ**や**※ハンセン病**については、次のような現状や課題もあり、諸対応が推進されています。

（１）エイズ（ＡＩＤＳ、後天性免疫不全症候群）

（これまでの取組）

エイズ患者・※ＨＩＶ感染者に対する偏見や差別が根強く存在していることから、**※世界保健機関（WHO）**では、毎年１２月１日を「**※世界エイズデー**」と定め、世界的レベルでのエイズ蔓延防止とエイズ患者・ＨＩＶ感染者に対する偏見や差別の解消に取り組んでいます。

京都府では、エイズ患者・ＨＩＶ感染者が偏見や差別により、様々な困難に直面していることから、関係機関において京都府エイズ啓発推進会議が設置され、エイズに対する正しい知識の普及、偏見や差別をなくすための啓発活動など、エイズ患者・ＨＩＶ感染者が尊厳を持って暮らせる社会づくりを目指した総合的な取組が推進されています。

京丹後市においては、人権啓発イベントなどにおいて啓発冊子を配布し、エイズに対する正しい知識の普及、偏見や差別をなくすための啓発に取り組んでいます。

（現状と課題）

新規エイズ患者・ＨＩＶ感染者報告数は増加傾向にあり、特に最近の傾向として、日本人の広く男女を問わず２０代・３０代の性的接触による感染が拡大している状況です。

また、エイズ患者やＨＩＶ感染者に対する偏見や差別が感染者を潜在化させ、その結果、さらなる感染の拡大につながる危険性も指摘されており、こうした偏見や差別が感染者の就労などの社会生活に影響するといった問題もあります。

さらに感染経路によってＨＩＶ感染者を差別するといった問題もあります。

エイズについて無関心の問題も存在することから、エイズに対する正しい知識を広く普及させる施策の一層の充実が求められます。

（施策の方向）

ＨＩＶ感染者が若年層に広がる傾向にあることから、学校教育や社会教育においてもエイズに対する正しい知識の普及を推進するとともに、偏見や差別をなくすための啓発活動や、ＨＩＶ感染者が採用時や職場内において、不当な取扱いを受けないための啓発活動を進め、エイズ患者・ＨＩＶ感染者が尊厳を持って暮らせる社会づくりを目指した総合的な取組を推

進します。
　また市民がより相談を受けやすくなるよう、国や京都府と連携した取組を推進します。

（２）ハンセン病

（これまでの取組）
　ハンセン病患者に対しては、古くから施設入所を強制する隔離政策がとられてきました。
　１９９６年（平成８年）３月に隔離を主体とした「**※らい予防法**」は廃止され、さらに２００１年（平成１３年）には「らい予防法」の下に国が行ったハンセン病患者及びその回復者に対する隔離政策について、国の責任を認める司法判断がなされました。これを受けて国は隔離政策の誤りや人権侵害を認めて謝罪し、患者及びその回復者の名誉回復や福祉対策の向上に関する措置を盛り込んだ「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を成立させました。
　さらに２００８年（平成２０年）６月には「**※ハンセン病問題の解決の促進に関する法律**」が可決され、２００９年（平成２１年）４月から施行されます。
　京丹後市においては、人権啓発イベントなどにおいて啓発冊子を配布し、ハンセン病に対する正しい知識の普及、偏見や差別をなくすための啓発に取り組んでいます。

（現状と課題）
　ハンセン病は、外見上の明らかな変化と慢性の経過をたどりながら重症化するために、治療法の確立されていなかった時代には特殊な疾病として取り扱われ、患者本人にとどまらず家族に対しても様々な偏見や差別が加えられてきました。
　ハンセン病の菌の感染力は極めて微弱で、早期発見と早期治療により完治する病気であり、「らい予防法」は廃止されましたが、２００３年（平成１５年）においても、**※ハンセン病元患者の宿泊拒否問題**が生じるなど、未だに以前同様の根深い社会的な偏見や差別が存在しており、ハンセン病に関する正しい知識を広く普及させる施策の充実が必要です。

（施策の方向）
　今後ともハンセン病に関する正しい知識を普及させ、偏見や差別を一刻も早く解消するため、積極的な啓発活動を推進します。

８　さまざまな人権問題

　これまでに記述した以外にも、次に掲げるような様々な人権問題が存在しています。

○犯罪被害者等
　犯罪の被害者は、事件による直接的な被害だけでなく、刑事手続の過程などで受ける精神

的な被害や様々な経済的負担などの二次的被害を受けています。また、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされていました。そうした実態を受け、２００５年（平成１７年）４月から、「**※犯罪被害者等基本法**」が施行されました。

京都府警察では、被害者の人権に配慮し、その尊厳を傷つけないという基本方針の下に、１９９６年（平成８年）１０月に「**※京都府警察被害者対策要綱**」が制定され、被害者対策に係る各種施策の推進に努められているほか、**※犯罪被害給付制度**に基づく給付金支給裁定事務の適正かつ効果的な運用に努められています。

京都府では、犯罪に遭われた方やその家族等からの相談を受ける窓口を２００８年（平成２０年）１月に開設し、支援機関への橋渡しや相談者への手助けを行っています。

現在、政府をはじめ、司法機関、民間被害者支援団体などの各層で被害者支援のための様々な取組が推進されるなど、被害者支援に係る社会的気運が高まっていますが、被害者のニーズは生活上の支援をはじめ、医療、裁判に関することなど極めて多岐にわたっていることから、更に、司法、行政、医療、民間被害者支援団体などの関係機関・団体が相互に連携した活動が求められています。

京丹後市では、今後とも、警察・京都府をはじめ関係機関と連携し、社会全体が被害者をサポートできる環境づくりと、効果的な被害者支援活動に努めることとします。

○ホームレス

近年の我が国の経済・雇用情勢を反映し、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされている人が都市部を中心に存在しています。多くの人は公園・河川・道路・駅舎等を起居の場所として日常生活を送っていますが、食事の確保や健康面の問題などを抱え、また一部には地域住民との軋轢が生じることから、ホームレスの人権への配慮が求められています。

ホームレスを取り巻く課題を解決していくためには、地域社会の中で自立した日常生活が可能となるよう支援していくことが必要であり、２００２年（平成１４年）に制定された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、京都府においては、２００４年（平成１６年）に「**※京都府ホームレス自立支援実施計画**」が策定されました。

○インターネットによる人権侵害

インターネットは、情報化の進展に伴って社会の隅々にまで普及し、私たちの生活を便利で豊かなものにするために役立つ一方、情報発信の匿名性を利用して、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現など個人や集団にとって有害な情報の掲載が行われ、人権に関わる問題が多数発生しています。

２００２年（平成１４年）には「**※特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律**」が施行され、インターネット上など情報の流通において権利の侵害が行われた場合に、被害者が**※プロバイダ**等に対して発信者情報の開示を請求する権利を与えることが規定されています。

こうした法的措置の周知を図るとともに、憲法の保障する表現の自由に十分配慮しながら、他人の人権を侵害する悪質な情報発信に対しては、発信者が判明する場合には同人に対する啓発を通じて侵害状況の排除に努め、発信者が特定できない場合には、プロバイダ等に対して当該情報などの停止・削除を申し入れるなど関係機関と連携し、自主規制を促すことにより個別的な対応を図っていきます。

さらに利用者一人ひとりが、個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい理解と認識を広げるための教育・啓発の推進に努めます。

○個人情報の保護

現代における通信技術の発達などによる情報化の進展は、大量かつ広範な情報の処理と伝達を可能としました。このことは、個人に関する情報にも及び、我々の生活に様々な利便をもたらす反面、様々な個人情報が個人から切り離され、独自の価値を持つものとして大量に収集されたり、悪質な例では個人情報が商品化されたりするなど、個人の権利利益が侵害されるおそれが生じており、実際に、全国的に職務上請求用紙を悪用した戸籍謄本などの大量不正取得事件が発生しています。

このため、国においては、２００３年（平成１５年）に個人の権利利益を保護するため、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務などを定めた「個人情報の保護に関する法律」が制定され、事業者はこの法律により、個人情報について利用目的の特定、適正な取得、取得に際する利用目的の通知又は公表、安全管理、第三者提供の制限などの義務が課せられることになりました。さらに２００８年（平成２０年）５月には、「戸籍法の一部を改正する法律」が施行され、戸籍に記載された個人情報を保護するため、戸籍証明書の交付請求ができる場合が制限されるとともに、交付請求をする者の本人確認、不正に交付を受けた者の処罰などの規定が設けられました。

また、２００７年（平成１９年）６月には、探偵業について必要な規制を定め、個人の権利利益の保護に資することを目的とした「探偵業の業務の適正化に関する法律」が施行され、探偵業・事務所の届出制化、社員教育の義務、違反の場合の罰則が科せられることになりました。

京丹後市においては、市民の個人情報に関する権利利益の保護を図るため、個人情報の適正な取扱いを定めた「京丹後市個人情報保護条例」を２００５年（平成１７年）に施行し、京丹後市における個人情報の取扱いの適正化に努めていますが、今後も「戸籍法の一部を改正する法律」を遵守し、交付請求者の本人確認等を慎重に行うなど不正請求の防止と啓発に努めます

身元調査については、個人に関する情報を本人の了解なく調査し、その内容によっては、結婚や就職において不利益を生じさせることから、市民や事業者自らが身元調査を行ったり、依頼することはもちろん、調査に応じたりすること自体が個人のプライバシーを侵害する恐れがあることや個人情報の管理の重要性を広く啓発します。

〇※性同一性障害

性同一性障害は、生物学的な性（体の性）と**※性自認**（心の性）が一致していない状態を言い、世界保健機関（ＷＨＯ）の国際疾病分類に位置付けられています。性同一性障害のある人は、公的な書類（戸籍・住民票・パスポート等）の性別が外見や社会生活上の性別と食い違っているため、様々な不利益や差別を受けることがあります。

２００４年（平成１６年）７月から、「**※性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律**」が施行され、**※性別適合手術**を受けた人のうち一定の条件を満たす場合については、戸籍上の性別を変更することが可能になりました。さらに２００８年（平成２０年）６月の法律改正により、性別変更できる特定の条件が緩和されました。しかし、なお行政文書における性別記載欄の問題をはじめ、就職や勤務、医療の受診、住宅への入居など様々な面での課題が指摘されています。

性同一性障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう正しい理解と認識を広げるための啓発活動の推進に努めます。

〇その他の人権問題

刑を終えて出所した人々に対しては、本人に更生の意欲があっても、住民の意識の中に根強い偏見、差別意識などがあり、親族であっても身元の引受けが難しいことや、就労、住居の確保などの問題が存在しています。刑を終えて出所した人々が、地域の人々の理解と協力を得て社会復帰ができるよう、啓発の推進に努める必要があります。

アイヌの人々については、民族としての誇りや先住性に留意し、アイヌの伝統に関する知識の普及及び啓発の推進に努める必要があります。

※婚外子（非嫡出子）については、相続権などの法的な問題が指摘されており、戸籍上の続柄の記載については嫡出子と同様の記載にするよう「戸籍法施行規則」が改正されたところですが、差別を受けることがないよう啓発の推進に努める必要があります。

同性愛者への差別といった**※性的指向**に係る問題についても、この解消に向けた取組が必要となっています。

教育を受ける機会が保障されなかった人々や**※ニューカマー**などに対する識字の問題もあります。

なお、人権問題はこの範囲にとどまるものではありません。

京丹後市としては、以上に述べてきた以外の人権問題も含め、常にその状況に留意し、国や京都府、**※丹後・中丹人権啓発活動地域ネットワーク協議会**及び近隣市町村と密接な連携を図りながら、この計画を通じて人権教育と啓発に係る取組を推進します。

第4章　人権教育･啓発の推進

京丹後市においては、前章で掲げた様々な人権問題について常に配慮するとともに、人権意識の高揚を図るために実施してきた教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果も踏まえ、人々が主体的な取組の中から、

① 人権を自分自身にかかわる具体的権利として理解することができる
② 自分の人権を主張する上で、他人の人権にも十分配慮する必要があるという認識を深めることができる
③ 人と自然との共生や、国家や世代の枠組みを超えて将来の世代も含めた人類全てという広がりの中で、人権を捉えることができる

こととなるよう、積極的かつ継続的に人権教育・啓発の推進を図ります。

また、人権教育・啓発の手法については、「法の下の平等」、「個人の尊厳」といった人権の普遍的な視点からのアプローチと具体的な人権問題に即した個別的な視点からのアプローチとがあることから、この両者を組み合わせ、親しみやすいテーマや分かりやすい表現を用いるなど創意工夫をこらして、地域に即した事業展開を図ります。

なお、人権教育・啓発は、人々の心の在り方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性を尊重し、その内容はもちろん、実施の方法についても、人々の幅広い理解と共感を得られるものとなるよう努めます。

1　あらゆる場を通じた人権教育･啓発の推進

（1）保育所・幼稚園

（取組の現状）

保育所・幼稚園は生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な場であることから、保育所保育指針、幼稚園教育要領に基づき、家庭や地域社会と連携して、自立心やお互いを大切にする豊かな人間性を持った子どもの育成に努めています。

保育所・幼稚園においては、他の乳幼児との関わりの中で他人の存在に気づき、相手を尊重する気持ちを持って行動できるようにすることや友達との関わりを深め、思いやりを持つようにすることなど人権尊重の精神の芽生えを育むよう、遊びを中心とした生活を通して保育・教育活動を推進しています。

また、すべての職員が、自ら豊かな人権意識を持ち実践することが必要であることから、人権問題についての知識・理解を深めるなど、研修を通して資質の向上を図っています。

（課題）

保育所・幼稚園においては、家庭や地域社会と連携して、健全な心身の発達を図り、他の

乳幼児との関わりの中で人権を大切にする心を育むなど、豊かな人間性を持った子どもの育成が必要です。

（施策の方向）

今後とも、保育所保育指針・幼稚園教育要領に基づき、生活体験、心身の発達の過程などを考慮し、他の乳幼児との関わりの中で人権を大切にする心を育むことができるよう、保育・教育活動の一層の推進に努めます。

また、すべての職員に対する研修の充実を図り、人権問題や人権教育に関する認識の深化と指導力の向上に努めます。

（２）学校

（取組の現状）

学校においては、同和教育の中で培ってきた成果や手法への評価を踏まえ、児童生徒の発達段階に応じながら、教育活動全体を通して人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にした人権教育の充実を図っています。また、家庭・地域社会との連携や校種間の連携を深め、人権教育の推進に努めています。

小・中学校においては、教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、児童生徒の実態を的確に把握して、教育の機会均等を図り、学力の充実や進路保障に努めています。

また、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重する心を育むとと共に、基本的人権や同和問題など様々な人権問題についての正しい理解や認識の基礎を培う取組を推進しています。

さらに、あらゆる人権問題の解決に向けた態度・技能・能力の育成に向けて、多くの学習機会を提供し、参加型の学習等学習形態の工夫を図ることや、人権教育資料・人権教育指導事例集などの有効な活用を図ることにより、また京丹後市人権教育研究会による研修等教職員に対する研修にも視点を当てながら、すべての教師が人権教育推進のリーダーとして実践力を高めていけるよう人権教育を推進しています。

（課題）

学校での人権教育については、各学校とも現状に応じた教育計画を立てて推進していく必要があります。また、児童生徒が様々な人権問題を正しく、さらに自分自身の課題として捉え、解決に向けて実践していく態度の育成に努めていく必要があります。さらに、学習したことが知的理解にとどまり、人権感覚が十分身についていないなど指導方法の問題や、教職員が人権尊重の理念について十分認識を深められるような研修継続の課題があります。

また学校では「いじめ」「仲間はずれ」などの子どもの人権に関わる事象が起こった際に教師は懸命に指導し、児童生徒もそのときは理解できますが、根本的に生活態度が改善されるところまでなかなかいかないという課題もあります。

（施策の方向）

学校教育においては、国・府・市町村がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携しあいながら、児童生徒が発達段階に応じ、社会生活を営む上で必要な知識・技能・態度などを確実に身につけることを通して、人権尊重の精神が自然に身につくことが図られるようにしていく必要があります。

学校においては、「**※学習指導要領**」や「**※指導の重点**」等に基づき、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性などの「生きる力」を育んでいきます。

こうした基本的な認識に立ち、京都府との連携の下にあらゆる教育活動を通して、以下の点に留意して人権教育を展開していきます。

① 人権教育は、共生社会の実現や自己を尊重し他者を尊重する心を育むことなど「人間の尊厳は平等」という共通認識を視点とし、一人ひとりを大切にした教育が推進されるよう、学習内容や指導方法の一層の改善に努めます。

② 人権教育の指導方法の改善を図るため、学校において人権教育の研究を深めると共に、効果的な教育実践や学習教材等の収集に努めます。

③ 子どもたちに人権尊重の精神が自然と身につくために、各学校が人権に配慮した教育活動等に努めるなど子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境づくりに努めます。

④ 家庭や地域社会などとの連携を深め、更に協力も得ながら、社会性や豊かな人間性を育むため多様な体験活動の機会の充実に努めます。

⑤ 人権教育に関わる教職員研修を日常的・系統的に推進し、認識の変化と指導力の向上に努めます。

（３）地域社会

（取組の現状）

地域社会は、様々な人々とのふれあいを通じて人権意識の高揚を図り、社会の構成員としての自立を促す大切な場です。

京丹後市では、生涯の各時期に応じて、各人の自発的意思に基づき、人権に関する学習ができるよう学習教材の整備や学習機会の提供に努めています。また公民館や集会所等の社会教育施設を中心として人権教育を推進していく指導者の養成と資質向上に努めています。

そのため、人権啓発資料の作成を行うとともに、知識伝達型の講義形式の学習に偏らないように参加型学習を取り入れるなど、学習内容や方法の工夫・改善に努めながら、様々な人権課題に応じた研修を実施しています。

また、すべての人々が住み慣れた地域で健やかに安心して生活できるような様々な施策を推進しています。

（課題）

地域社会には、同和問題をはじめ様々な人権問題が存在しています。また、人権教育・啓

発が市民に十分に行き届いていないという問題も指摘されています。

２００７年度（平成１９年度）に実施した「京丹後市民の人権意識調査」結果においても、「最近３～４年間に人権に関する研修会や講演会に参加しましたか」の問いに対して、ほとんどの年代で「全く参加したことがない」という回答が７０％以上に達しており、とくに２０代～３０代の若い年代ほどこの傾向が顕著となっています。また職業別では「公務員・教員」以外のほとんどの職業で「全く参加したことがない」が７０％以上に達しています。

従って、地域の実情に応じた情報提供や学習機会の提供を支援するとともに、年代や職業などに応じて、参加しやすく、また市民のニーズにあったテーマ設定による人権教育・啓発を推進していくことが必要です。

さらに近年では、農村部においても地域社会の一員としての意識が希薄になっていることから、青少年をはじめとするすべての人々との交流による**※ボランティア**活動や自然体験活動などの多様な体験活動を人権尊重の心を培う機会として一層充実させるなど、地域社会が持つ役割の重要性の再認識や住民自らの自主的な取組を促すことも重要です。

（施策の方向）

市民が身近な地域において、様々な人権問題についての理解と認識を深め、人権尊重の意識に満ちた地域社会づくりを推進するため、生涯学習の振興のための各種施策などを通じて、人権に関する学習の一層の充実を図っていきます。

そのため、以下の点に留意して人権教育を展開していきます。

① 同和問題など様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるため、公民館などの社会教育施設を拠点とし、人権に関する学習機会を提供します。そのため、研修の内容・方法について創意工夫を図り、地域社会において人権教育を推進していくことができるよう、専門性を備えた指導者の養成に努めます。

② 学習者のニーズを踏まえながら、学習・参加意欲を高めるような**※参加型学習**のプログラムを取り入れるなど学習内容や開催方法の工夫・改善を図ります。

③ 学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や豊かな人間性を育むため、ボランティア活動や自然体験活動をはじめとする多様な体験活動の機会の充実を図ります。

（４）家庭

（取組の現状）

家庭は、子どもが豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎を育む上で最も重要な役割を担う場です。

日常生活における人権感覚を身につけるため、家庭教育に関する啓発資料の提供や、学習機会の提供、学習活動の促進を図りながら家庭教育を支援しています。

また、児童虐待をはじめとする家庭内における暴力などを未然に防ぐとともに、家庭の養育機能の再生強化を目指し、地域における家庭支援体制の拡充を図るため、民生児童委員、母子（父子）自立支援員・家庭児童相談員などによる相談・問題発見や関係機関によるネッ

トワークの推進に努めています。

（課題）

少子化や核家族化が進む中で、親の過保護・過干渉、あるいは育児不安、躾に対する自信の喪失など家庭における教育機能の低下の問題が指摘されており、そのことが子どもの主体性や自主性を育てる上で大きな妨げになっています。

また家庭においては、地域や学校など様々な場を通じて学習したことが、日常生活において態度や行動に現われるような人権感覚を育むことが求められています。

さらに、核家族が増加し、地域とのつながりが希薄化している現代では、親が地域で孤立し、子どもへの虐待に向かうといった家庭内における暴力・虐待の深刻な人権侵害の問題も増加しています。

（施策の方向）

すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図るため、親子ともに人権感覚が身に付き、愛情豊かな家庭をつくれるよう、様々な場を通じて学んだ成果が育まれるような家庭教育に関する学習機会の充実や情報の提供に努めます。

また、子育てに不安や悩みを抱える保護者への相談事業や相談体制の充実に努めます。

さらに、家庭内における暴力や虐待などの人権侵害の発生を未然に防ぐために、要保護児童対策地域協議会や家庭児童相談室の活動の充実を図るとともに、児童相談所や学校、警察署及び民生児童委員などとの連携強化に努めます。さらに子どもの人権が守られるために、家庭、学校、地域の連携を強め、地域社会全体で子どもを育てることのできる環境の再構築を行います。

（５）企業・職場

（取組の現状）

企業（企業により構成される団体を含む。）・職場は、その企業活動・営業活動などを通じ、市民生活に深く関わるとともに、地域の雇用の場を確保するなど地域や社会の構成員として人権が尊重される社会の実現に向け、重大な責任を担っています。

京都府では、企業・職場に対する取組として、人権意識の高揚を図り、人権問題についての正しい理解と認識を深め、日常業務において常に人権に配慮し、その解決に向けた取組が推進されることを目的として、企業・団体の役職員などを対象とした人権啓発の研修会などが行われているほか、公正な採用の推進を図るための啓発が行われています。

また京丹後市では、行政、商工会等各種団体で構成する京丹後市人権啓発推進協議会において、企業をはじめとする人権問題の研修・学習を積極的に支援しています。

（課題）

各企業においては、経済の**※グローバル化**や高度情報化、地球環境保護など、社会経済情

勢の急激な変化の中で、その社会的責任を自覚し、企業倫理を確立することの重要性が高まっており、その実現にあたって大きな役割を果たす人材の育成が必要となっています。

これらの各企業においては、それぞれの立場で多様な形の人権教育・啓発が推進されていますが、今後とも人権が尊重される明るい企業づくりを推進するとともに就職の機会均等を確保するため、企業・職場内における人権意識のさらなる高揚を図るための取組が必要です。

特に、そこに働く勤労者が人権を学習するためには、企業・職場の理解と協力が不可欠であり、雇用・労働条件や**※労働安全衛生**などが低下することのないよう配慮することが重要となっており、企業や各職場内における学習しやすい環境や条件づくりの促進が期待されます。

また、企業活動の実施に伴い、取り扱う個人情報の適正な収集、利用、管理が求められています。

（施策の方向）

企業は地域社会の構成員でもあり、働きやすい職場づくり・人権を尊重しあえる職場づくりに取り組むことによって、社会から信頼され、企業の発展につながるといった認識を企業・職場内に定着させることが必要です。

しかし、２００７年（平成１９年）に実施した「京丹後市民の人権に関する意識調査」結果によると、京丹後市においては、公務員・教員を除く全ての業種で人権問題に対する関心度や人権に関わる研修会などへの参加率が低い結果となっています。すべての企業で、人権尊重意識の高い職場づくりの形成と雇用・労働条件や労働安全衛生などの就労環境の整備、個人情報の適正な管理など企業の社会的責任を果たす取組が推進されるよう啓発に努めると共に、京丹後市人権啓発推進協議会などとの連携により企業の役職員等を対象とした人権研修の充実と支援に努めます。

また採用時や職場内での人権侵害を防止できるよう、**※企業内人権啓発推進員**の設置を促すとともに、その資質の向上に努めることができるよう、企業・職場における自主的な人権意識の高揚に向けた取組に対し、情報提供などの支援に努めます。

２　人権に関係する職業従事者に対する研修などの推進

「京丹後市人権教育・啓発推進計画」の取組を推進するためには、すべての人を対象に人権教育・啓発を推進することが必要です。

とりわけ、この計画においては、人権に関係する職業従事者として、教職員・社会教育関係者、医療関係者、保健福祉関係者、消防職員、公務員等が、人権に配慮して業務を遂行できるよう、様々な研修を通じて人権教育・啓発を重点的に推進することとします。

また、法律家、議会関係者などに対しても、行政機関としての役割を踏まえつつ、人権教育・啓発に係る情報提供など可能な限りの協力に努めることとします。

（１）教職員・社会教育関係者

（取組の現状）

学校における人権教育の推進にあたっては、学校教育の担い手である教職員が子どもの人権意識の高揚を図る上で、重要な役割を果たします。そのため、教職員自らが豊かな人権意識を持つことや人権教育に関する知識・技能を向上させ、人権教育推進のリーダーとして実践力を高めていくことが求められています。

こうしたことから、教職員に対しては京丹後市人権教育研究会などを中心に教育活動全体の中で基本的人権を尊重する人権問題研修を計画的に進めるとともに、人権教育に関する認識の深化と指導力の向上を図っています。

社会教育においては、社会教育関係職員が地域社会における人権教育に関する学習活動を積極的に推進していく役割を担っています。そのため、様々な形での指導者研修会を通じて、地域社会において人権教育を先頭に立って推進していく指導者としての養成・資質の向上を図っています

（課題）

子どもたちに豊かな人権感覚を育むためには、教職員が重要な役割を担っています。

そのため、教職員が人権尊重の理念について十分な認識が持てるよう、研修期間の確保が必要です。

また、学校での人権教育を推進していくためには、社会教育との連携が不可欠です。

社会教育では、地域住民に個々の人権課題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断して行動する心構えや習慣が十分身についているとは言えないことなどが指摘されており、地域社会において人権教育を指導、助言する立場にある社会教育関係職員の人権教育に関する認識の深化と指導力の向上を図ることが必要です。

（施策の方向）

教職員については、各学校における日常的な研修を基本としながら、教職員自らが人権感覚を日常的に鋭く磨くことで豊かな人権意識を持ち実践すること、同和問題など様々な人権問題についての理解と認識を深めること、人権教育に関する知識・技能を向上させることなど、実践力や指導力の向上を図ります。併せて、子どもの人権に関する問題にも対応できるよう教育相談に関する研修の充実にも努めます。

また、研修などを通じて教職員の資質の向上を図り、人権尊重の理念について十分な認識を持ち、子どもへの愛情や教育への使命感、教科等の実践的な指導力を持った人材を養成していきます。その際、教職員自身が様々な体験を通じて視野を広げるような機会の充実を図っていきます。

また社会教育関係職員及び社会教育関係者に対しては、日常生活の具体的な問題に対する参加型体験学習の推進などを通して地域社会における人権教育に関する認識の深化を図るとともに、専門性を備えた指導者としての養成と資質向上を図るための研修の充実に努めます。

（２）医療関係者

（取組の現状）

医療は生命と健康に直接関わるものであり、**※インフォームドコンセント**の徹底などにより患者が納得して医療を受けることのできる環境の整備をはじめ、適切な患者の処遇等人権意識の一層の高揚が図れるよう、医師・薬剤師・看護師・検査技師・Ｘ線技師・理学療法士・作業療法士などが所属する病院・診療所において、人権意識の高揚に向けた取組が行われています。

（課題）

医療従事者には、医療に関する高度な専門的知識や技術はもとより、患者の意思を尊重し患者本位の医療を提供することが求められており、そのためには患者のプライバシーへの配慮など患者の人権に対する深い理解と認識が求められるため、人権教育・啓発の一層の推進が必要です。

（施策の方向）

患者が安心して、安全で適切な医療を受けることができるようインフォームドコンセントの徹底や適切な患者の処遇等人権意識の一層の向上を図るため、医師・薬剤師・看護師・検査技師・Ｘ線技師・理学療法士・作業療法士などの所属する病院・診療所における人権教育・啓発の充実について指導・要請に努めます。

また医療機関に関する患者や家族の苦情などに対応するための窓口を設置し、医療機関に必要な指導を行うなど、人権啓発の充実を図っていくこととします。

（３）保健福祉関係者

（取組の現状）

市民の最も身近な相談相手であり、子ども、高齢者、障害のある人などと接する機会の多い生活保護**※ケースワーカー**や民生児童委員、社会福祉施設職員、保健師などの保健福祉関係職員に対して、人権意識の高揚に向けた研修を行っています。

（課題）

保健福祉関係者の日常業務は、「人」から「人」にサービスを提供することが基本であることから、常にプライバシーをはじめ、人権に対する深い理解と認識とともに人権に配慮した対応が求められており、引き続き人権研修に取り組んでいく必要があります。

（施策の方向）

人権意識に立脚した判断力と行動力が求められていることから、保健福祉関係者の人権意識向上をより一層図るための人権教育・研修に取り組んでいきます。

（４）消防職員

（取組の現状）

消防職員については、京都府立消防学校において、各教育課程の中で人権に関する研修を受講しています。また、消防職員が聴覚障害のある人に対応できるよう手話や基礎知識などについて講義に取り入れ、現場で適切な対応が行えるよう人権研修の充実を図っておられます。また、消防職員は市職員としても職員研修を行うなど、人権研修の充実を図っています。

（課題）

消防職員は、その業務を通じて地域住民の生命と暮らしを災害から守ることで社会の安寧秩序を保持し、公共の福祉の増進に努めていることから、幅広い視野と豊かな人権感覚が求められます。そのため、職員に対する人権意識の高揚に向けた教育の一層の充実が必要です。

（施策の方向）

消防職員が人権に関する正しい知識を修得し、その重要性を認識して各種消防業務において適切な対応を行えるよう、人権意識の高揚に向けた教育・研修の一層の充実を図ります。

（５）市職員

（取組の現状）

京丹後市職員については、人権尊重の理念など様々な人権問題の本質について、職員自らが学習するとともに、職場内での日常業務や職員研修などを通じ認識を深め、公務員としての資質向上に努めています。

（課題）

人権が尊重される社会の実現に向けて、市職員には、一人ひとりが人権感覚を身に付け、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行することが求められており、人権に関する様々な課題をより広く、より深く認識し、その解決に向けて真摯に取り組むことができる人権意識の高い人間性豊かな職員の育成を図ることが必要です。

（施策の方向）

市職員については、職務内容に応じた人権研修を一層推進すると同時に市民全体への奉仕者としての立場から、さらに高い人権意識の醸成を目指すため、講義・講演方式に加え、自主的な参加意識を促す討議方式などを取り入れた研修を行います。各種の研修教材の整備及び情報の提供を行い、職場研修や自己啓発における積極的な活用を図ります。

また、活発で効果的な職場研修の推進を図るとともに、公務員として地域社会においても様々な人権問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができる職員の育成に努めます。

（６）マスメディア関係者

（取組の現状）

マスメディアは市民生活と密接に関わることから、市民の人権尊重の意識を形成する上で大きな影響力を持っています。

（課題）

マスメディアは人権教育・啓発の推進を図る上で極めて有効な手段であり、関係者の積極的な取組が必要です。また、一方では、誤って報道された場合などその権利侵害は非常に大きなものとなり、報道や取材活動などに当たっては、人権に常に配慮することが必要です。

（施策の方向）

マスメディア関係者に対し、その活動を通して積極的に市民に対して人権尊重の働きかけを行うよう要請に努めるとともに、常に人権に配慮した報道が行われるよう促します。

第5章　計画の推進

1　指導者の養成

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、市民の身近なところで、様々な人権に関する課題について正しい理解と認識を深め、人権教育・啓発を推進していく人権問題に関する指導者が大きな役割を果たします。このため、今後とも指導者研修の内容、方法について、体験的、実践的手法を取り入れるなど、創意工夫を図り、指導者の養成に努めると共に、市民の身近なところで活躍する指導者に対する継続的な情報提供を行い、その活動を支援します。

2　人権教育･啓発資料などの整備

人権教育・啓発を推進するためには、何よりも効果的な学習教材や啓発資料などが必要であるため、今後とも、これまで取り組まれてきた実践的な人権に関する学習活動の成果を踏まえながら、対象者の発達段階や知識、習熟度に応じて、保育所・幼稚園、学校、地域社会、家庭、企業・職場など生涯のあらゆる場面で人権について学ぶことができる人権教育・啓発資料などの整備を図ります。

また、人権教育・啓発資料などの整備にあたっては、日常生活の中で、当然のこととして受け入れてきた日本特有の風習や世間体などの身近な問題を人権尊重の視点から取り上げた資料の整備により、自分の課題として考えることを促したり、人権上大きな社会問題となった事例をタイミングよく取り上げた資料の整備を行うなど、常に興味や関心をもって学習できるよう創意工夫を凝らすこととします。

3　効果的な手法による人権教育･啓発の実施

人権教育･啓発は、生涯にわたる長期的な課程であり、幼児から高齢者まで幅広い年齢の、そして様々な立場の人々を対象とするものであることから、その活動を効果的に推進していくためには、対象者の理解の程度に応じて、ねばり強くこれを実施することが必要です。

人権教育については、早い時期から人権の大切さを学ぶことが重要であることから、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階や地域の実情などに応じ、学校教育、社会教育が相互の連携を図りながら推進できるよう、学校・地域社会・家庭で人権教育に携わっている教職員や社会教育関係者、保護者向けの人権教育資料を活用して取り組みます。

２００７年（平成１９年）に実施した「京丹後市民の人権に関する意識調査」結果では、

「ここ３～４年の間に人権問題研修会や講演会に参加したことがない」という回答が７５％を占めており、またその職業別クロス集計をみると、公務員・教員以外でこうした研修会や講演会へ参加している方はほんの僅かとなっています。一方、意識調査結果では「人権問題への関心度はこうした研修会や講演会へ参加回数が多いほど高くなる」という傾向も明らかとなっているため、人権啓発については、対象者が主体的・能動的に参加できる手法を積極的に取り入れるとともに、すべての世代の、様々な職業の市民が興味を持ち、参加しやすい開催方法やテーマ設定を工夫します。また対象となる市民の世代や関心度あるいは理解度に配慮し、身近な問題をテーマとして、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディアやインターネットなどの新たなメディアを積極的に活用するとともに、**※憲法週間**（５月１～７日）、人権強調月間（８月）及び人権週間（１２月４～１０日）に集中的かつ重点的な取組を行い、人権尊重に関する社会的機運の醸成に努めることとします。

４　国、京都府、近隣市町村、関係団体などとの連携

人権教育・啓発を総合的・効果的に推進するためには、国、京都府、近隣市町村、関係団体及び民間団体との連携が不可欠です。

京都府内においては、府、市長会をはじめ民間団体を含む１２団体で構成する**※京都人権啓発推進会議**や府域の行政機関で構成する**※京都人権啓発行政連絡協議会**、京都地方法務局を中心とし京都府人権擁護委員連合会や関係市町で構成する人権啓発活動地域ネットワーク協議会を通じて、行政機関と民間団体等が連携・協力し、様々な人権教育・啓発活動が展開されています。

京丹後市においては、京丹後市人権啓発推進協議会と連携しながら、今後も市内全地域での人権教育・啓発と支援に取り組みます。

また、国、京都府、丹後・中丹人権啓発活動地域ネットワーク協議会や近隣市町村との連携を密にし、今後も地域の実情に応じた人権啓発活動を行います。

さらに、ＮＰＯ等による住民の自発的な社会貢献活動は、これからの地域社会を築いていく上で大きな役割を果たすものであることから、ＮＰＯ等が活動しやすい環境の整備に努めるとともに、行政とＮＰＯ等が、それぞれの特性や役割に応じて協働していけるよう連携を推進します。

用 語 解 説

【 あ 行 】

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）

1965 年（昭和 40 年）12 月に国連総会で採択された条約

あらゆる形態及び表現による人種差別を全世界から速やかに撤廃し、人種間の理解を促進し、あらゆる形態の人種隔離と差別のない国際社会を築くための早期の実際的措置の実現を当事国に求めている。我が国は、1995 年（平成 7 年）12 月に批准している。

インフォームドコンセント（説明と同意）

医療従事者（特に医師）が患者に対し、診療の目的・内容を十分納得できるよう説明し、同意を得た上で治療すること。

エイズ

後天性免疫不全症候群（Acquired Immuno Deficiency Syndrome）のこと。ＨＩＶに感染することによって（後天性）、病原体に対する、人間に本来備わっている抵抗力（免疫）が、正常に働かなく（不全）なることによって発症する様々な病気（症候群）の総称

HIV

ひと免疫不全ウイルス（Human Immunodeficiency Virus）のこと。ＨＩＶは、感染者の血液、精液、膣分泌液、母乳のなかに存在し、性行為、母子感染、麻薬のまわしうちなどの血液感染によって感染する。

ＨＩＶは、免疫機能を担うリンパ球に入り込み、免疫細胞を壊しながら増殖していき、そして免疫力が低下すると、様々な感染症や悪性腫瘍にかかりやすくなる。

NPO

非営利団体（Non Profit Organization）のこと。一般的には自発的・自主的に社会貢献活動に取り組む団体を指す。なお、こうした団体に簡易な手続きで法人格を付与すること等を目的とした特定非営利活動促進法（ＮＰＯ法）が 1998 年（平成 10 年）12 月 1 日に施行された。

【 か 行 】

外国籍府民

京都府内に居住する外国籍の人々

京都府では、異なる文化や生活習慣、価値観を持つこうした人々が京都府において共に暮らす府民（外国籍府民）として、外国人であるがゆえに不合理な差別を受けることがないよう、様々な施策を推進している。

介護保険

1997 年（平成 9 年）に制定された介護保険法に基づき、社会連帯を基本として、公的な保険制度により介護サービスを提供しようとするもので、2000 年（平成 12 年）から実施されている。現在、社会保障審議会の介護保険部会において制度の見直しに向けた検討が行われている。

学習指導要領

小・中・高等学校、盲・聾・養護学校を対象に教育課程、教科内容とその取扱い、基本的指導事項などを示した文部科学省告示である。教科書編集の基準にもなる。

完全参加と平等

ノーマライゼーションの理念を踏まえた「国際障害者年」の目標テーマとして設定された考え方

障害者が、社会生活と社会の発展に完全に参加できるようにすると同時に、他の市民と同じ生活条件の獲

得と社会的・経済的発展によって生み出された成果の平等な配分を実現することを意味する。

企業内人権啓発推進員

企業内の人権問題啓発推進体制の確立及び啓発推進計画の策定・推進等を図るために、京都人権啓発行政連絡協議会が、従業員 30 人以上の事業所等に設置勧奨している。

共生社会

すべての人々が互いに理解をもって共存し、すべての文化や考えが互いに交流しあうことのできる社会

京丹後市高齢者保健福祉計画

「京丹後市総合計画」の基本理念である「ともに支えあい、安心して暮らせる健康・福祉のまちづくり」を目指し、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも元気で活き活きと暮らしていける地域を創るため、2006 年（平成 18 年）3 月に策定

3 年ごとに見直しを行う。

京丹後市次世代育成支援対策行動計画

おおむね 18 歳未満のすべての子どもとその家庭、地域などを対象として、京丹後市が今後取り組むべき子育て支援策の方向性や目標を定めたもので、母子保健、子育て支援、子どもの健全育成などの次世代育成支援のための総合的な計画

2005 年（平成 17 年）4 月から 2010 年（平成 22 年）3 月までの 5 年間を計画期間とし、2009 年（平成 21 年）度末までに内容を見直し、後期計画（平成 22 年度～26 年度）を策定する。

京丹後市障害者計画

障害のあるなしにかかわらず、誰もが持てる能力を最大限に発揮しながら、住み慣れた地域において安心・安全に生活できるよう、ハード面及び精神的な心のバリアフリーについても取組を進め、すべての市民が生活しやすい福祉のまちづくりを目指して 2007 年（平成 19 年）3 月に策定

京丹後市人権教育研究会

1967 年（昭和 42 年）に基本的人権の確立を目指し、学力の充実と進路を保障する人権教育の推進、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向け人権意識の高揚を図るために市立小・中学校の教員で構成する「丹後同和教育研究会」として発足した。2002 年（平成 14 年）からは「丹後人権教育研究会」として再スタートし、また 2004 年（平成 16 年）の京丹後市の発足に伴い、「京丹後市人権教育研究会」となった。

京丹後市人権啓発推進協議会

市内全地域での一体的な人権啓発推進活動を行うことを目的に、行政を含む市内の各種団体、個人及び関係機関等に加盟を呼びかけ、平成 18 年 7 月 4 日に設立

京丹後市男女共同参画計画－デュエットプラン21－

2006 年（平成 18 年）から 2015 年（平成 27 年）までを目標年度とし、男女が互いにその人権を尊重しつつも責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができるよう、本市の現状に即した総合的かつ具体的な男女共同参画の取組の指針とするため、2006 年（平成 18 年）3 月に策定

京都人権啓発行政連絡協議会

京都府内を行政区域とする国の行政機関及び京都府・京都市で構成

京都府内における人権擁護思想の普及・高揚に関する施策について、相互に連携・調整することにより、効果的な人権啓発活動を推進することを目的として活動

京都人権啓発推進会議

同和問題などあらゆる差別の撤廃と基本的人権の擁護啓発事業を推進するため、京都府・京都市・府教育委員会・市教育委員会・府市長会・府町村会・府人権擁護委員連合会・京都商工会議所・府商工会連合会・府中小企業団体中央会・府農業協同組合中央会・府社会福祉協議会の 12 団体により 1984 年（昭和 59 年）に設立

京都府警察被害者対策要綱

京都府警察が犯罪被害者の置かれている現状を踏まえ、被害者の視点に立った各種の施策を総合的に推進するにあたって、当面の基本的指針を定めたもの。

京都府国際化プラン

1995 年（平成 7 年）4 月に策定された、京都府の国際化施策を総合的に推進していくための指針

京都府国際障害者年長期事業計画

1981 年（昭和 56 年）の国際障害者年の目標に向けて、1982 年（昭和 57 年）に策定された障害者の自立、社会参加等「完全参加と平等」を目指して作られた事業計画

京都子育て支援計画～きょうと未来っ子21プラン

1997 年（平成 9 年）、「子どもが健やかに生まれ育ち、みんなで子育てを考える社会」を目指し、行政をはじめ、家庭、地域社会、企業・事業体、教育関係機関が総合的、一体的に取り組むための基本的な計画として、京都府におけるエンゼルプランにあたるものとして策定した計画

京都子育て支援条例

2007 年（平成 19 年）7 月、子育て支援の推進に関する基本理念を定め、子育て支援に取り組む主体の責務及び役割を明らかにするとともに、子育て支援に関する総合的な施策を定め計画的に推進することにより、府民等が連携し、及び協働して、子育て家庭を支え、子育てに伴う喜びが実感できる社会を実現することを目指し、京都府が制定した条例

京都府障害者基本計画後期実施計画

1996 年（平成 8 年）3 月に策定した「京都府障害者基本計画」の後期 5 年間の重点施策の実施計画として 2001 年（平成 13 年）3 月に策定した計画

京都府男女共同参画推進条例

2004 年（平成 16 年）4 月 1 日施行

男女共同参画の推進に関し、6 つの基本理念（①男女の人権の尊重、②社会における制度又は慣行についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤男女の性についての理解、⑥国際的協調）を定め、府、府民及び事業者の責務を明らかにするとともに、府の施策の実施に関し必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定した条例

京都府ホームレス自立支援等実施計画

2004 年（平成 16 年）、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（平成 14 年法律 105 号）の規定に基づき策定された。保健福祉、労働、住宅など多岐にわたる施策の連携を図りながらホームレスの自立支援を計画的、総合的に推進するための実施計画

ホームレスが自らの意思で地域社会の中で自立した生活を営むことを基本目標としている。

きょうと未来っ子いきいき推進計画

2005 年（平成 17 年）3 月に京都府で策定

急速に進む少子化に適切に対応し、次代を担う子ども達が夢を持てる社会を実現するため、「子育て・子育ち対策」を総合的かつ効果的に推進する必要があることから、新たに子どもの育ちの確保を主眼とする施策展開を根底に置き、「子どもの自立力の育成」、「地域の子育て力の再生」、「家庭の子育て力の向上」、「仕事と家庭の両立」を４つの柱として策定した計画

グローバル化

世界的な規模に変わること。

ケースワーカー

病気・貧困など社会福祉問題を個別的に扱い、解決のための援助をする人

合計特殊出生率

一人の女性が一生の間に産む平均の子どもの数。15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、人工を維持するために必要な水準は 2.08 とされている。

高齢者虐待防止法

2005 年（平成 17 年）11 月成立、2006 年（平成 18 年）4 月施行

高齢者虐待とは、65 歳以上の高齢者に対する身体への暴行や、食事を与えないなどの長時間の放置、暴言などで心理的外傷を与える行為、お年寄りの財産を家族らが勝手に処分するなどの行為と定義

虐待を発見した家族や施設職員らに市町村への通報義務を定めた。通報を受けた市町村長はお年寄りの自宅や入所施設に立ち入り調査ができ、地元の警察署長に援助を求めることができる。また、市町村長や施設長が、虐待をした家族などの養護者と、虐待を受けたお年寄りの面会を制限できる。

国際識字年

非識字の克服を目指す契機となるよう国連が提唱した年（1990 年（平成 2 年））

「2000 年（平成 12 年）までに、世界のすべての人々に文字を」のスローガンの下に、ユネスコが中心となって各国が識字問題に積極的に取り組んでいこうとする国際的な活動の出発の年として位置付けられるもの。

国際児童年

児童の権利の保障を目指す契機となる国連が提唱した年（1979 年（昭和 54 年））

国際障害者年

障害のある人の完全参加と平等を目指す契機となるよう国連が提唱した年（1981 年（昭和 56 年））

国際人権規約

①経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、②市民的及び政治的権利に関する国際規約、③市民的及び政治的権利に関する国際条約の選択議定書、の 3 つの総称

我が国は①及び②の 2 つの規約について、1979 年（昭和 54 年）6 月に批准している。

国際婦人年

女性の地位向上を目指す契機となるよう国連が提唱した年（1975 年（昭和 50 年））

国連人権高等弁務官

国連事務総長の下で人権問題を総合的に調整する役割を担う。主な活動は、人権の実効的な享有及び発展の権利の実現、促進、保護と人権救済に対する権限を有する包括的なもので、1994 年（平成 6 年）創設

国連人権理事会

国際連合総会の補助機関の一つ。

国際連合加盟国の人権の状況を定期的、系統的な見直しや国際社会の人権状況を改善するため、深刻かつ組織的な人権侵害などに対処する常設理事会で、国際連合人権委員会を改組、発展させて、2006 年（平成 18 年 6 月に新たに設立された。

憲法週間

日本国憲法が施行された 5 月 3 日を記念日とする憲法記念日を中心とした 5 月 1 日から 7 日までの一週間

婚外子（非嫡出子）

法的には非嫡出子といい、法律上の婚姻関係が無い父母の間に生まれた子どもをいう。法律婚から生まれた子どもは「嫡出子」という。子どもの権利条約では婚外子に対する差別を禁止している。

【　さ　行　】

参加型学習

講義形式などの知識伝達型の学習に対して、学習者同士のコミュニケーションを取り入れるなど、学習者の主体的な学びを引き出す中で、お互いの気づきや考えを共有しながら、知識や技能、意欲を高めていこうとする学習のこと。

実態的差別、心理的差別

1965 年（昭和 40 年）の同和対策審議会答申では、実態的差別とは同和地区住民の生活実態に具現されている差別のことであり、例えば、就職・教育の機会均等が実質的に保障されないなどの差別をいい、心理的差別とは人々の観念や意識のうちに潜在する差別であり、言語や文字や行為を媒介として顕在化するものをいうとしている。

指導の重点

京都府教育委員会がその年度の学校教育、社会教育を進めていく方向と今日的課題に基づく取組の努力点

を示し、各学校（園）及び社会教育関係機関等における教育活動の指針とするものである。

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律

児童虐待への対応については、従来より、児童福祉法及びこれに基づく関係通達等によりなされてきたが、近年における児童相談所への虐待相談件数の増加や児童虐待問題が深刻化していることから、児童虐待の早期発見・早期対応と被害を受けた児童の適切な保護を行うこと等を目的として、2000 年（平成 12 年）に施行された。児童虐待の定義の見直し、国及び公共団体の責務の拡大等の改正が 2004 年（平成 16 年）行われ、さらに 2007 年（平成 19 年）には、児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化、保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化等の改正が行われた。

児童憲章

1951 年（昭和 26 年）5 月 5 日に我が国で宣言

児童は人として尊ばれる、児童は社会の一員として重んぜられる、児童は良い環境の中で育てられる、という 3 つの原則を謳っている。

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

1989 年（平成元年）11 月に国連総会で採択された条約

前文及び 54 条からなり、児童の意見表明権、思想・表現の自由、児童に関する差別の禁止、生命・教育に関する権利、経済的搾取からの保護等児童の権利に関して包括的に規定している。

我が国は、1994 年（平成 6 年）4 月に批准している。

障害者権利条約

障害のある人の人権条約であり、21 世紀では初の人権条約で、障害のある人の基本的人権を促進・保護すること、固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする国際的原則

2006 年（平成 18 年）12 月 13 日に第 61 回国連総会において採択され、2008 年（平成 20 年）4 月 3 日までに 20 ヶ国が批准し、5 月 3 日に発効した。

障害者雇用率

民間企業等が障害者を雇用している割合

「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、民間企業等は従業員数に応じて、障害者（身体障害者、知的障害者）を雇用する義務が課せられている。

障害者支援費制度

2003 年（平成 15 年）4 月から、障害者（身体障害者・知的障害者）に対する福祉サービスの一部が、これまで市町村が決定していた「措置制度」から利用者の自己決定を尊重した「支援費制度」に変更

「支援費制度」では、利用者自らがサービスを選択し、指定事業者等と契約してサービスを利用する。

サービスを利用した場合は、市町村と利用者で費用を負担する。（支援費とは市町村が支払う費用のことをいう）。「支援費制度」を利用する場合は、あらかじめ、利用者が市町村に支援の支給申請を行い、支給決定を受ける必要がある。

障害者自立支援法

2005 年（平成 17 年）10 月成立

これまで障害種別（身体・知的・精神障害）ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設することとし、自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための計画の作成、費用の負担等を定める。

職業リハビリテーション

障害のある人に対して職業指導、職業訓練、職業紹介その他、障害者雇用促進法に定める措置を講じ、その職業生活における自立を図ることを言う。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

1979 年（昭和 54 年）12 月に国連総会で採択された条約

女子が女子である理由のみによって生き方を制約されることなく、個人として男子と平等な権利・機会・責任を享受できる完全な男女平等を実現することを目的として、漸進的に措置を取ることが締結国に求められている。

我が国は 1985 年（昭和 60 年）6 月に批准している。

新・京都府障害者基本計画『キラリ☆21～それぞれの明日、京都から～』

2005 年（平成 17 年）3 月に京都府で策定

今後 10 年間における障害者施策の基本的な方向と主な施策を示す。ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念に基づき障害のある人が地域の人々と共に、人格と個性を尊重して相互に支え合いながら生活をする完全参加と平等の社会を目指す。

新京都府人権教育・啓発推進計画

2005 年（平成 17 年）に京都府の人権教育・啓発を総合的かつ計画的に進めるための基本的指針として策定

2015 年（平成 27 年）までを目標として、「一人ひとりの尊厳と人権が尊重される社会の実現」を新京都府総合計画の基本計画の中に目標として揚げ、「京都府行動計画」を継承・発展させ人権教育・啓発に係る施策を、引き続き総合的かつ計画的に進めるために策定された。

新KYOのあけぼのプランー京都府男女共同参画計画

男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画社会基本法が 1999 年（平成 11 年）に制定され、翌年の 2000 年（平成 12 年）末には国の男女共同参画基本計画が策定された。同法に基づき国の基本計画を勘案した都道府県男女共同参画計画として、2001 年（平成 13 年）に 2010 年（平成 22 年）度までを計画期間とする新ＫＹＯのあけぼのプランー京都府男女共同参画計画を策定した。

人権が侵害された場合における救済制度

法務省は、人権擁護推進審議会の答申に基づき、新たな人権救済制度の創設に関わる法案作成に着手し、日本では初の包括的な人権擁護を目的とする法律案である人権擁護法案にまとめた。2002 年(平成 14 年)の第 154 回国会に内閣が提出し、その後継続審議を経て、2003 年(平成 15 年)10 月の衆議院解散により廃案となった。

廃案後も法務省や自民党内などでは引き続き検討が行われているが、法案の内容や運用方法、制度の必要性などを巡って、賛否両論がある。

人権関係諸条約の監視機関

国際人権規約をはじめ、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約等の人権関係諸条約の締結国の順守状況を監視するために国連に設置された機関

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

人権擁護推進審議会の答申を受け、2000 年（平成 12 年）12 月、人権教育・啓発を推進することを目的として制定された法律

人権教育及び人権啓発に関する基本計画

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第 7 条の規定に基づき、2002 年（平成 14 年）3 月に策定された国の人権教育・啓発推進に係る基本計画

人権教育のための国連10年

1994 年（平成 6 年）の第 49 回国連総会において、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識の下に、1995 年（平成 7 年）から 2004 年（平成 16 年）までの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」と決議し、各国において国内行動計画を策定することや地方及び地域社会に基盤を置く団体に対しては、国の支援を受けて、住民に対する実効ある人権教育を実施することが求められた。これを受けて、国においては、1995 年（平成 7 年）12 月に内閣に内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連 10 年推進本部を設置し、1997 年（平成 9 年）7 月には、国内行動計画を策定

人権教育のための世界計画

1995 年（平成 7 年）から取り組まれてきた「人権教育のための国連 10 年」が 2004 年末で終了することを受けて、2004 年（平成 16 年）12 月 10 日に開催された第 59 回国連総会で、引き続き世界各地で人権教育を積極的に推進していくことを目的に、「人権教育のための世界計画」を 2005 年（平成 17 年）1 月 1 日から開始することを全会一致で採択され、第 1 フェーズ（2005－2007 年）は初等中等教育における人権教育に焦点を当てた行動計画が示された。

さらに行動計画は 2009 年（平成 21 年）まで 2 年間延長された。

人権強調月間

京都府と京都人権啓発推進会議では、同和対策審議会答申が出された 8 月を人権啓発活動を集中的に実施する「人権強調月間」と定め、人権尊重思想の普及高揚に努めている。

人権週間

1948 年（昭和 23 年）、第 3 回国連総会において、基本的人権及び自由を遵守し確保するために、「世界人権宣言」が採択され、採択日の 12 月 10 日を「人権デー」と定めた。日本では、この「人権デー」を最終日とする一週間（12 月 4 日～10 日）を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努めている。

人権擁護施策推進法

1997 年（平成 9 年）に人権の擁護施策の推進について国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、人権の擁護に資することを目的とし、5 年間の時限立法として施行された法律

同法に基づき設置された人権擁護推進審議会において、1999 年（平成 11 年）7 月に人権教育・啓発の基本的事項について、2001 年（平成 13 年）5 月には人権が侵害された場合における救済制度の在り方について、それぞれ答申が出された。

ストーカー行為

つきまとい等（特定の人に対する好意の感情又は怨恨の感情を充足する目的で、その人又は社会生活上その人と密接な関係の人に、つきまとい、待ち伏せ、見張り、押しかけ等法律に定める類型の行為をすること）を反復すること。

性自認

自分がどの性別に属しているのかという自己認識のこと。

性的指向

どのような性別を恋愛や性愛の対象とするかをいう。

性同一性障害

英語では gender identity disorder(GID)という。体の性と性自認の間に何らかのギャップがあること。

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

2004 年（平成 16 年）7 月施行の「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」により、性同一性障害がある方で、法律に規定された要件（①20 歳以上であること。②現に婚姻をしていないこと。③現に子がいないこと。④生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。⑤その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。）を満たす場合は、家庭裁判所の審判を経て、戸籍上の性別表記を変更することができるようになった。

2008 年（平成 18 年）の改正により、性別変更できる特定の条件が、「現に子がいないこと」から「未成年の子がいないこと」に緩和された。

成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度

具体的には、判断能力が不十分な人について、契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度

性別適合手術

Sex Reassignment Surgery(SRS)、又は Gender Reassignment Surgery(GRS)の訳語であり、性別再割当手術とも訳される。性自認に合わせて、外科的手法により外性器などの形態を変更することを意味する。

一般的には性転換手術（sex-change operation）といわれているが、日本精神神経学会の正式訳語としては「性別適合手術」を用いるようになっている。

世界エイズデー

1988 年（昭和 63 年）に世界レベルでのエイズの蔓延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的として、エイズに関する啓発活動等の実施を提唱して 12 月 1 日を設定

世界人権宣言

1948 年（昭和 23 年）12 月の国連第 3 回総会において採択された国際的な人権宣言

市民的・政治的自由の他に経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めている。

世界保健機関（WHO）
世界中の人々の、最高水準の健康維持を目的として設立された国連の専門機関

セクシュアル・ハラスメント
相手を不快にさせる性的な言動のこと。職務上または研究・教育上の地位を利用したり、あるいは利益・不利益を条件にして性的要求をすること（地位利用型、対価型）、職務や勉学の遂行を妨げるなどの職場・勉学環境を悪化させること（環境型）の2つのタイプがあり、人権侵害とされている。

【　た　行　】

第2次京都府高齢者保健福祉計画
2000年（平成12年）、高齢社会に対応した新しい高齢者保健福祉システムを構築することが重要という視点に立ち、介護保険制度のスタートに合わせて策定
高齢者がいきいきと社会参加ができ、安心・安全に暮らせる社会の構築を目指す。
計画期間は2004年度（平成16年度）まで

第3次京都府高齢者保健福祉計画－きょうと高齢者あんしん21プラン－
2003年（平成15年）3月、介護保険制度の実施状況などを踏まえて第2次計画を見直して策定
計画期間は2007年度（平成19年度）まで

第4次京都府高齢者保健福祉計画
2006年（平成18年）3月、介護保険制度の改正などを踏まえて第3次計画を見直して策定
計画期間は2006年度（平成18年度）から2008年度（平成20年度）までの3年で、3年毎に見直しを行う。

丹後・中丹人権啓発活動地域ネットワーク協議会
京都地方法務局宮津支局、京丹後支局、舞鶴支局及び福知山支局管内市町に所在する人権啓発活動に関わる自治体、機関等が連携・協力関係を確立し、それぞれが実施する人権啓発活動について相互に意見交換、情報交換を行い、各支局管内市町における各種人権啓発活動を総合的、効果的かつ効率的に推進することを目的として設立

男女共同参画社会
男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会

男女共同参画社会基本法
1999年（平成11年）、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された法律

男女雇用機会均等法
1986年（昭和61年）、雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保と女性労働者の妊娠中及び出産後の健康の確保を目的として制定された法律で、1997年（平成9年）にセクシュアル・ハラスメントに関する事業主の配慮義務等を盛り込んで一部改正された。（1999年（平成11年）4月から施行）

地域改善対策協議会の意見具申
1996年（平成8年）5月17日に地域改善対策協議会が同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方を内閣総理大臣に意見具申したもの。

同性愛者
同性の人を性的愛情の対象とする人

同和対策事業特別措置法
同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化を図り、同和地区住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目標とし、1969年（昭和44年）に成立

2002 年（平成 14 年）3 月末日をもって終了した。

同和対策審議会の答申

内閣総理大臣の諮問機関として設けられた同和対策審議会が、1965 年（昭和 40 年）8 月「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について審議した結果をまとめた答申

同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題であるとしている。

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

インターネットでプライバシーや権利の侵害があったときに、プロバイダ等が負う損害賠償責任の範囲や、情報発信者の情報の開示を請求する権利を定めた法律（プロバイダ責任制限法）

この法律では、権利侵害の被害が発生した場合であっても、その事実を知らなければ、プロバイダ等は被害者に対して賠償責任を負わなくてもよいとしている。権利侵害情報が掲載されていて、被害者側からは情報の発信者が分からない場合、プロバイダ等に削除依頼することができる。

DV(ドメスティック・バイオレンス)

夫婦間及び恋愛関係にある男女間その他の密接な関係にある男女間で行われる暴力的行為（暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）のこと。

【　な　行　】

ニューカマー

新たに日本に来られた人々

認知症

脳や身体の疾患を原因として、記憶・判断力などの障害がおこり、普通の社会生活が送れなくなった状態

ノーマライゼーション

デンマークのバンク・ミケルセンが知的障害者の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障害者福祉の重要な理念

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方

【　は　行　】

バリアフリー

高齢者や障害のある人が地域の中で普通に暮らせる社会づくりを目指すノーマライゼーションの理念に基づいて、物理的、心理的な障壁（バリア）を取り除いていこうという考え方

犯罪被害給付制度

通り魔殺人事件等の故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた被害者の遺族、身体に重大な負傷又は疾病を受けた被害者及び障害が残った被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ろうとするもの。

犯罪被害者等基本法

犯罪による被害者への支援体制を整えるための法律で、2004 年（平成 16 年）12 月に成立

被害者の権利を明文化し、支援することを国や地方公共団体、国民の責務と位置付けたことが特徴とされる。支援の対象は、捜査当局に立件された犯罪の被害者や遺族だけでなく、ストーカー行為やＤＶなど、犯罪に準ずる行為で心身に被害を受けたケースも含まれる。

ハンセン病

1873 年（明治 6 年）にノルウェーのハンセン博士が発見した「らい菌」の感染によって、主に皮膚や末梢神経が侵される感染症

現在ではいくつかの薬剤を併用する治療法が確立され、適切な治療により完治する。

ハンセン病回復者の宿泊拒否問題

2003 年（平成 15 年）11 月、熊本県が実施する「ふるさと訪問事業」において、国立療養所の入所者が宿

泊を申し込んだ熊本県の温泉のホテルから宿泊を拒否されるという事例が発生したという問題

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律

全国 13 の国立ハンセン病療養所の入所者の方々が地域社会から孤立することなく安心して生活する場とするために、療養所を多目的な施設として地域へ開放するなど、地域や市民に広く開かれた療養所とすることを目的とし、2008 年（平成 20 年）6 月に成立

プロバイダ

インターネット接続業者のことで、電話回線やデジタル通信網などを通じて、顧客である企業や家庭のコンピューターをインターネットに接続するのが主な業務

ボランティア

自らの意思で、見返りを期待しない「社会的貢献」のこと。

【　ま　行　】

マスメディア

新聞、ラジオ、テレビ、雑誌、映画など最高度の機械技術手段を駆使して、不特定多数の人々に対して、情報を大量生産し、大量伝達する機構及びその伝達システム

未来っこいきいき応援プラン

次代を担う子どもが本来持つ育つ力、共に生きる力を育成するため、家庭、企業、地域、ＮＰＯ、行政等が協働して、子育て・子育ち・親育ちを推進すると共に、虐待等子育てに困難を伴う家庭を重点的に支援していくシステムづくりを目指し、平成 16 年 12 月に京都府により策定された。

民生児童委員

厚生労働大臣の委嘱により、住民の福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や情報提供を行うと共に、社会福祉事業者や社会福祉活動を行う者と密接に連携し、関係行政機関の業務に協力する者

また、民生委員は児童委員も兼ねる。

【　ら　行　】

ライフステージ

幼児期、児童期、青年期、老年期等、人生の様々な過程における生活史上の各段階のこと。

らい予防法

1953 年（昭和 28 年）に施行されたハンセン病の感染源対策としての患者の隔離を主体とした法律

旧来の疾病像を反映した「らい予防法」の見直しが遅れたこと等が、結果としてハンセン病患者、その家族の尊厳を傷つけ、多くの苦しみを与えてきたことから、平成 8 年 3 月 31 日廃止された。

労働安全衛生

職場における災害や事故の減少及び防止を図り、労働者の安全と健康を確保すると共に、快適な職場環境の形成を促進すること。

参 考 資 料

世界人権宣言

（１９４８年１２月１０日　第３回国際連合総会採択）

前　　文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び尊守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の見解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄化にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第１条

すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第２条

１　すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

２　さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他の何らかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第３条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第４条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第５条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第６条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第７条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第８条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第９条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第１０条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たって、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第１１条

１　犯罪の訴追を受けたものは、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

２　何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第１２条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に

対して法の保護を受ける権利を有する。

第１３条

１　すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

２　すべて人は、各国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第１４条

１　すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ避難する権利を有する。

２　この権利は、もっぱら非政治的犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第１５条

１　すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

２　何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第１６条

１　成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

２　婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

３　家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第１７条

１　すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

２　何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第１８条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第１９条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第２０条

１　すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

２　何人も、結社に属することを強制されない。

第２１条

１　すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。

２　すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

３　人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同様の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第２２条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第２３条

１　すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

２　すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

３　勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

４　すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第２４条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第２５条

１　すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

２　母と子は、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第２６条

１　すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

２　教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

３　親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第２７条

１　すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

２　すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第２８条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第２９条

１　すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。

２　すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

３　これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第３０条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抜粋）

（昭和２１年１１月３日（公布）　昭和２２年５月３日（施行））

〈前文中段〉

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

第３章　国民の権利及び義務

第１１条（基本的人権の享有と本質）

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第１２条（自由・権利の保持義務、濫用の禁止、利用の責任）

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第１３条（個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重）

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第１４条（法の下の平等、貴族制度の否認、栄典の限界）

１　すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

２　華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

３　栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴わない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受けるものの一代に限り、その効力を有する。

第１８条（奴隷的拘束及び苦役からの自由）

何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第１９条（思想及び良心の自由）

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第２０条（信教の自由、国の宗教活動の禁止）

１　信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特

権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

２　何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

３　国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第２１条（集会・結社・表現の自由、検閲の禁止、通信の秘密）

１　集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

２　検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第２２条（居住・移転・職業選択の自由、外国居住・国籍離脱の自由）

１　何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

２　何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第２３条（学問の自由）

学問の自由は、これを保障する。

第２４条（家族生活における個人の尊厳と両性の平等）

１　婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

２　配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。

第２５条（生存権、国の生存権保障義務）

１　すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

２　国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第２６条（教育を受ける権利、教育を受けさせる義務、義務教育の無償）

１　すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

２　すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第２７条（勤労の権利・義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止）

１　すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

２　賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

３　児童は、これを酷使してはならない。

第２８条（労働者の団結権・団体交渉権その他団体行動権）

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利はこれを保障する。

第２９条（財産権）

１　財産権は、これを侵してはならない。

２　財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

３　私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第１０章　最高法規

第９７条（基本的人権の本質）

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第９８条（憲法の最高法規性、条約・国際法規の遵守）

１　この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の前部又は一部は、その効力を有しない。

２　日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第９９条（憲法尊重擁護義務）

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

（平成１２年法律第１４７号）

（目的）

第１条　この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第３条　国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。

（国の責務）

第４条　国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第５条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第６条　国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第７条　国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第８条　政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第９条　国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第８条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

（見直し）

第２条　この法律は、この法律の施行の日から３年以内に、人権擁護施策推進法（平成８年法律第１２０号）第３条第２項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

衆議院法務委員会「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議」

この法律の施行に伴い、政府は、次の点につき格段の配慮をされたい。

１　人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定にあたっては、行政の中立性に配慮し、地方自治体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。

２　前項の基本計画は、「人権教育のための国連１０年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにすること。

３　「人権の２１世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。

参議院法務委員会「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議」

政府は、「人権の２１世紀」を実現するため、本法の施行に当たっては、次の諸点について格段の努力をするべきである。

１　人権教育及び人権啓発の推進に関する本法の基本理念並びに国、地方公共団体及び国民の責務について周知徹底を図り、特に公務員による人権侵害のないよう適切な措置を講ずること。

２　人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、地方公共団体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。

３　人権教育及び人権啓発に関する基本計画は、「人権教育のための国連１０年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにすること。

４　人権政策は、政治の根底・基本に置くべき重要課題であることにかんがみ、内閣全体でその取組に努めること。

右決議する。

京丹後市人権教育・啓発推進本部設置規程

（平成２０年９月９日京丹後市訓令第１３号）

（設置）

第１条　人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成１２年法律第１４７号）に基づく、国の人権教育・啓発に関する基本計画及び新京都府人権教育・啓発推進計画を踏まえ、真に人権が尊重される京丹後市の実現に向けて、京丹後市人権教育・啓発推進計画（以下、「推進計画」という。）を策定し、及び推進計画を総合的かつ効果的に推進するため、京丹後市人権教育・啓発推進本部（以下、「推進本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　推進本部は、前条に規定する設置の目的を達成するため次に掲げる事項を所掌する。

（１）推進計画の策定に関すること。

（２）推進計画の推進に関すること。

（３）関係部課の連絡調整に関すること。

（組織）

第３条　推進本部は本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

２　本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

３　本部員は、会計管理者、部長、医療改革推進政策監、危機管理監、教育委員会教育次長、議会事務局長、市民局長及び消防本部消防長をもって充てる。

（本部長及び副本部長）

第４条　本部長は、推進本部を総括する。

２　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副本部長である副市長がその職務を代理する。

（会議）

第５条　推進本部の会議は、本部長が招集し、これを主宰する。

２　本部長は、必要があると認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第６条　推進本部の庶務は、生活環境部市民課において処理する。

（その他）

第７条　この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附　則

この訓令は、平成２０年９月９日から施行する。

京丹後市人権教育・啓発推進計画

2009年（平成21年）3月
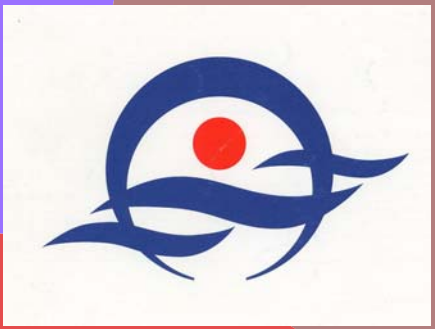
京丹後市人権教育・啓発推進本部
事務局　京丹後市生活環境部市民課
〒629-2501 京丹後市大宮町口大野 226
TEL　0772－69－0210
FAX　0772－64－5660